

亀山市就学前教育・保育施設の再編方針

令和6年1月改訂

三重県亀山市

〔目次〕

1. 策定の趣旨	1
2. 公立施設の現状について	2
(1) 建物・敷地の状況	2
(2) 建築からの経過年数	3
3. 施設利用の状況について	4
(1) 市内施設数の推移	4
(2) 市内保育所の利用状況の推移	5
(3) 市内幼稚園の利用状況の推移	5
(4) 市内認定こども園の利用状況の推移	6
(5) 待機児童の推移	6
4. 就学前教育・保育施設の利用ニーズについて	7
(1) 未就学児の人口の状況	7
(2) 就学前教育・保育の利用ニーズの推計	9
(3) 現在の受入規模と必要な施設規模の想定	11
5. 公共施設等の活用について	13
(1) 現在の公立保育所等の活用	13
(2) 都市公園の一部の活用	15
(3) 市営住宅(跡地を含む)の活用	22
(4) 普通財産の活用	25
6. 施設の整備・再編計画について	27
(1) 基本的な考え方	27
(2) 事業化に向けて重視するポイント	27
7. 標準的な施設規模の想定について	30
(1) 将来ニーズを見越した年齢バランスへの配慮	30
(2) 整備地域におけるニーズの偏在性への配慮	30
(3) 標準的施設規別の定員規模	31
【参考資料】	
1. 標準的な施設整備モデル(例)	34
2. 令和3年度以降の事業化に向けた検討の想定	35
3. 市内の就学前教育・保育施設の分布状況	37

1. 策定の趣旨

この方針は、待機児童の解消を目指し、第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」、R2～R6）に基づく施設の再編を進めるに当たり、今後の就学前教育・保育のニーズに対応した効率的かつ効果的な再編を進めるための方針を明らかにするものです。

また、第2期計画の期間である5年間だけにとどまらず、より長期のニーズ予想に沿って検討を行うことが、最適な施設再編につながることから、ここでは、今後10年程度の期間におけるニーズ予想を行い、この間に実施する新たな施設の整備と既存施設の改修の考え方を示すこととします。

〔対象施設〕

この方針において更新・再編等の検討対象とする施設は、以下の施設とします。

公立保育所（8園）：第一愛護園、第二愛護園、みなみ保育園、昼生保育園、神辺保育園、
和田保育園、川崎南保育園、加太保育園

公立幼稚園（4園）：亀山幼稚園、亀山東幼稚園、井田川幼稚園、みずほ台幼稚園

公立認定こども園（1園）：関認定こども園アスレ

また、この方針において、新たに整備を行う施設の種別は、原則として幼保連携型認定こども園とします。ただし、既存施設の増築を行う場合や、市域全体での利用ニーズとの整合を図るうえで、必要に応じて次の施設とすることを検討します。

保育所

認定こども園（幼保連携型以外）

地域型保育事業施設（小規模保育事業に限る）

2. 公立施設の現状について

(1) 建物・敷地の状況

既存施設の建物の状況を見ると、公立保育所については、最も利用児童数の少ない加太保育園が340㎡であるほか、概ね500㎡から650㎡程度となっています。一方、公立幼稚園については、全4園の利用定員は95人ですが、最も新しい亀山東幼稚園が790㎡に対し、他の3園は約500㎡程度となっています。

必要な施設として、保育所には保育室(乳幼児室を含む子どもの過ごす部屋)が5室、給食調理室が必要であるのに対し、幼稚園は保育室3室で、給食調理室が不要となっているなど、必要な室数に差があるものの、建物の面積の差は少なく、全体的に保育所よりも幼稚園の方が建物には余裕があります。このことは、多くの保育所がホール(遊戯室)を保育室に変更していることにも影響しています。

次の敷地の状況を見ると、保育所については、最も小さい加太保育園が約1,200㎡弱から最も大きい川崎南保育園の約2,900㎡となっている一方、幼稚園については、最も小さい亀山東幼稚園でも約2,800㎡あり、幼稚園の方が敷地についても大きな余裕を持っている状況です。

一方、施設の耐震性はいずれの施設も現行基準に適合しており、一定の安全対策は施されています。

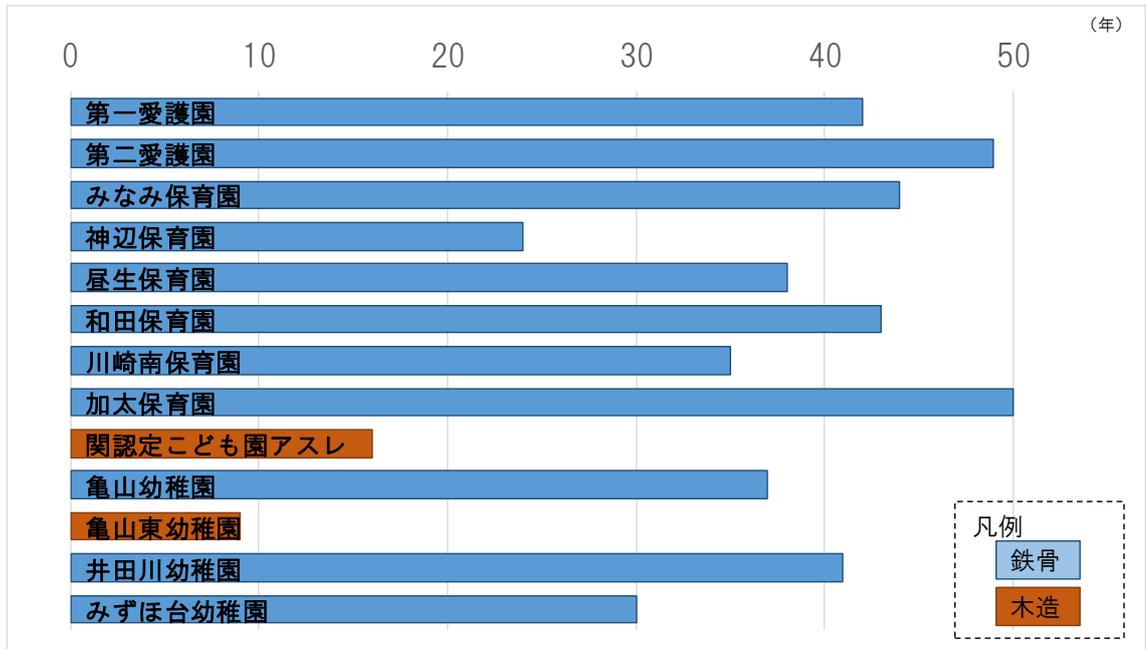
(単位:室、㎡)

区分	園名	建物				敷地			耐震補強(構造系)				
		建築	室数等			面積	総面積	園庭	耐震診断		耐震補強		
			保育室	給食	ホール				年度	IS値	年度	IS値	備考
保育所	第一愛護園	S53	5	1		635.94	1,360.92	325.01	H16	0.54	2008	0.79	
	第二愛護園	S46	5	1		504.20	1,561.46	429.38	H16	0.38	2008	1.30	
	みなみ保育園	S51	5	1	1	683.89	2,821.88	547.34	H16	0.36	2008	0.85	
	神辺保育園	H8	5	1		560.10	2,473.94	1,053.15					H8.11建築
	屋生保育園	S57	5	1		497.62	1,209.88	401.45	H16	0.97			IS値>0.6
	和田保育園	S52	5	1		552.33	2,711.23	664.25	H16	0.77			IS値>0.6
	川崎南保育園	S60	5	1		570.36	2,897.40	741.88					H60.11建築
	加太保育園	S45	3	1	1	340.00	1,152.35	626.79	H19	0.16	2008	1.16	
	小計 (平均)					4,344.44 543.06	16,189.06 2,023.63	4,789.25 598.66					
認定こども園	関認定こども園アスレ	H16				1,871.65	6,537.62	2,844.08					H16.2建築
	小計					1,871.65	6,537.62	2,844.08					
	(平均)					1,871.65	6,537.62	2,844.08					
幼稚園	亀山幼稚園	S58	3	-	1	545.00	2,963.00	1,512.00					診断不要
	亀山東幼稚園	H23	3	-	1	790.00	2,835.00	1,266.00					H23.3建築
	井田川幼稚園	S54	3	-	1	478.00	4,065.00	2,347.00	H15	0.43	2006	0.79	
	みずほ台幼稚園	H2	3	-	1	544.00	3,970.00	1,725.00					診断不要
	小計 (平均)					2,357.00 589.25	13,833.00 3,458.25	6,850.00 1,712.50					

(2) 建築からの経過年数

施設の建築からの経過年数をみると、建築から40年に達し、建て替え等の対応の必要性が高い施設が6園(保育所5園、幼稚園1園)となっています。

また、今後10年以内に建築後40年に達する施設3園(保育所2園、幼稚園1園)あり、建て替え等についての検討が必要な時期が近づいています。



3. 施設利用の状況について

(1) 市内施設数の推移

市内施設の状況をみると、保育所については、平成27年度は14園（公立9園、私立5園）で運営されていましたが、平成28年度に公立保育所1園、平成31年度に私立保育所1園が認定こども園へそれぞれ移行したことにより、令和元年度は12園となっています。

幼稚園については、平成27年度は6園（公立5園、私立1園）で運営されていましたが、平成28年度に公立幼稚園1園が認定こども園へ移行したことにより、令和元年度は5園となっています。

認定こども園については、平成27年度にはありませんでしたが、平成28年度に関認定こども園アスレ、平成31年度に亀山愛児園が認定こども園へ移行したことから、現在は2園での運営となっています。

このように、施設の運営形態が変更となった園が一部にありますが、平成27年度から幼児教育・保育の提供を行う施設の全体像は大きな変化はありません。

市内の保育所・認定こども園・幼稚園の運営状況の推移

(単位:園)

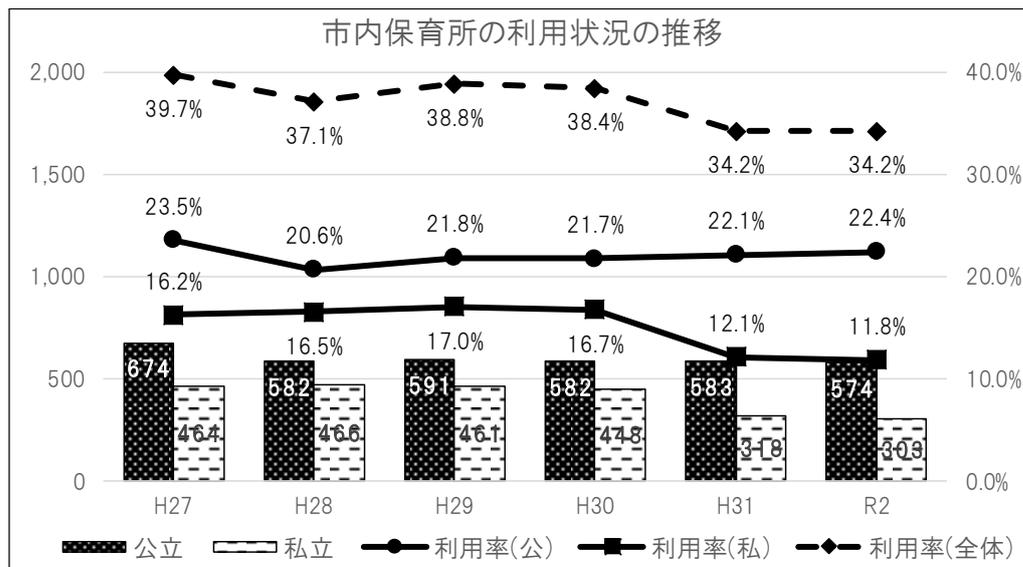
区分	園名	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	備考	
保育所	公立	第一愛護園	○	○	○	○	○	○	
		第二愛護園	○	○	○	○	○	○	
		みなみ保育園	○	○	○	○	○	○	
		神辺保育園	○	○	○	○	○	○	
		昼生保育園	○	○	○	○	○	○	
		和田保育園	○	○	○	○	○	○	
		川崎南保育園	○	○	○	○	○	○	
		関保育園	○	/	/	/	/	/	認定こども園へ移行(H28)
		加太保育園	○	○	○	○	○	○	
	施設数	9	8	8	8	8	8		
	私立	第三愛護園	○	○	○	○	○	○	
		亀山愛児園	○	○	○	○	/	/	認定こども園へ移行(H31)
		川崎愛児園	○	○	○	○	○	○	
		野登ルンビニ園	○	○	○	○	○	○	
なのはな保育園		○	○	○	○	○	○		
施設数	5	5	5	5	4	4			
施設数	14	13	13	13	12	12			
認定こども園	公立	関認定こども園アスレ	/	○	○	○	○	○	関保育園・関幼稚園から移行(H28)
		施設数	0	1	1	1	1	1	
	私立	亀山愛児園	/	/	/	/	○	○	保育所から移行(H31)
		施設数	0	0	0	0	1	1	
施設数	0	1	1	1	2	2			
幼稚園	公立	亀山幼稚園	○	○	○	○	○	○	
		亀山東幼稚園	○	○	○	○	○	○	
		井田川幼稚園	○	○	○	○	○	○	
		みずほ台幼稚園	○	○	○	○	○	○	
		関幼稚園	○	/	/	/	/	/	認定こども園へ移行(H28)
	施設数	5	4	4	4	4	4		
	私立	みずきが丘道伯幼稚園	○	○	○	○	○	○	子ども・子育て支援新制度未移行
施設数		1	1	1	1	1	1		
施設数	6	5	5	5	5	5			

(2) 市内保育所の利用状況の推移

市内の公立保育所の利用状況を見ると、平成28年度に1園が認定こども園に移行したことから、一時的に利用者数が減少していますが、その後はほぼ横ばいとなっています。一方、利用率については、平成28年度に低下していますが、その後は上昇傾向が続いています。

私立保育所についても、平成31年度に1園が認定こども園に移行したことから、一時的な減少はあるものの、他の年度における利用児童数は横ばい、利用率は上昇傾向となっています。

保育所全体の利用率をみても、施設数の減少による低下を除くと、全体的にはやや増加傾向にあり、子どもの総数が減少傾向にある中であっても、保育所の利用ニーズに減少傾向はみられません。

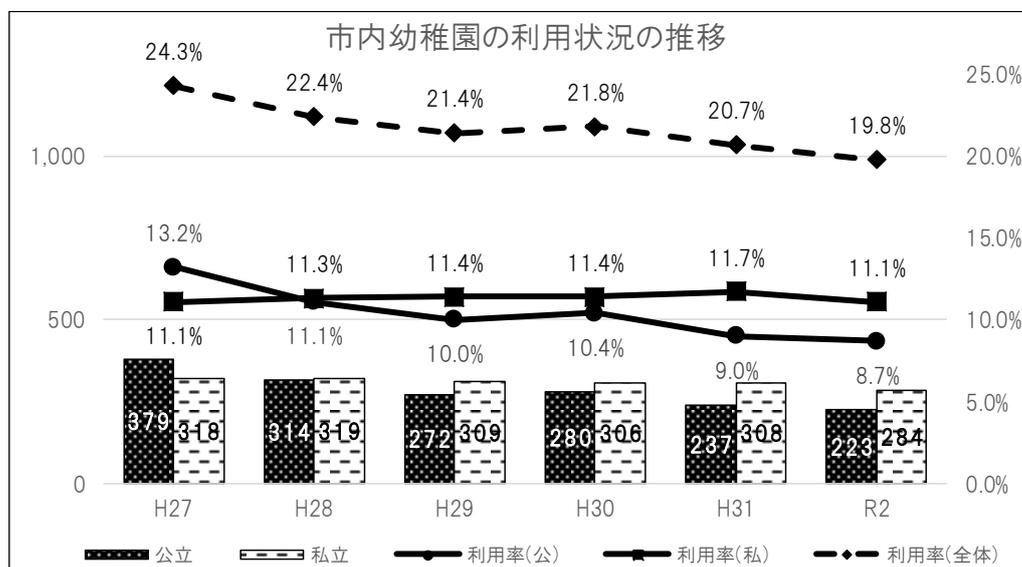


(3) 市内幼稚園の利用状況の推移

市内の公立幼稚園の利用状況を見ると、平成28年度の減少は、保育所と同様に1園が認定こども園に移行したことが影響していますが、その後も利用児童数、利用率ともに減少傾向が強まっています。

一方、私立幼稚園については、利用数、利用率はともに横ばいの傾向にあります。

また、幼稚園全体の傾向をみても、長期的な減少傾向となっています。

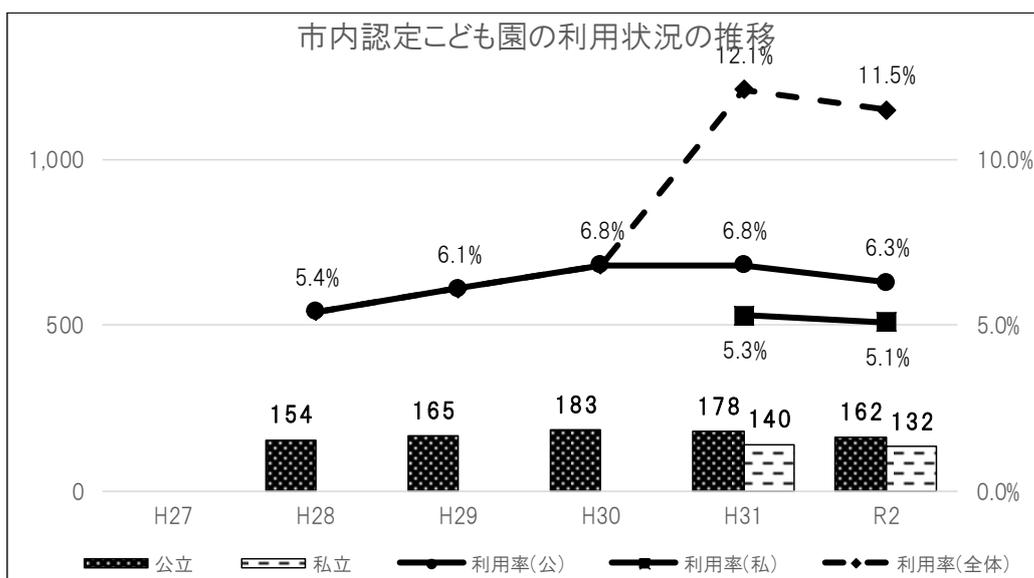


(4) 市内認定こども園の利用状況の推移

市内の公立認定こども園については、平成28年度の新設以降、利用者、利用率ともに上昇傾向となっています。

また私立認定こども園については、平成31年度の新設のため、傾向は見えにくいですが、利用者、利用率ともにほぼ横ばいとなっています。

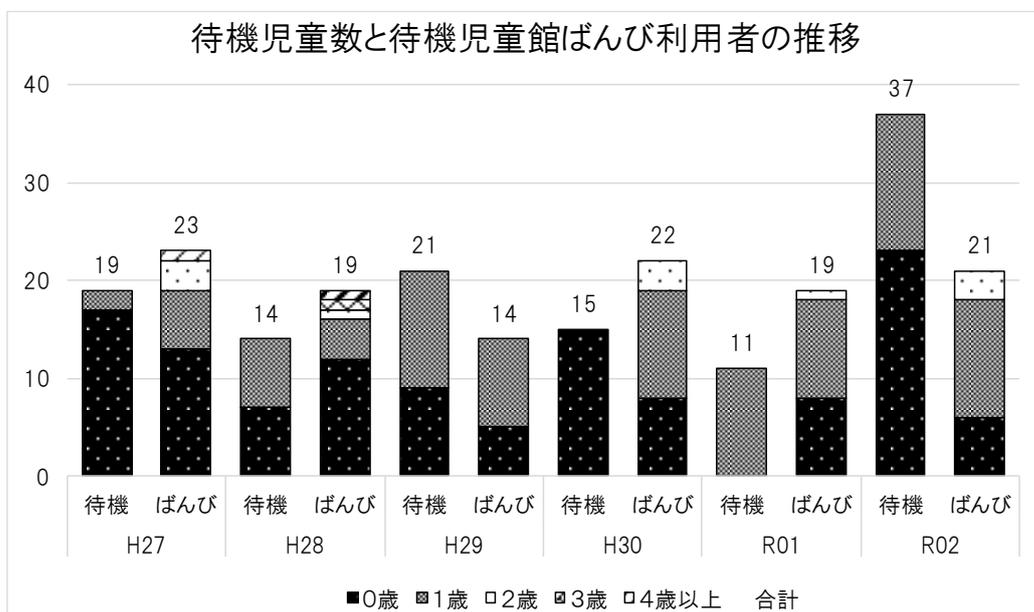
市全体の利用状況としては、施設数の増加に合わせ、大きく増加しています。



(5) 待機児童の推移

保育所等の待機児童の発生状況をみると、毎年度10月1日現在で10人から20人の間で推移していましたが、令和2年度は37人と大幅に増加しています。また、年齢別の状況については、3歳未満の低年齢児となっていますが、以前の0歳児を中心とした状況から、1歳児の待機児童が中心となっています。

一方、市では待機児童対策として待機児童館の運営を行っていますが、年度による増減はありますが、概ね20人前後で推移し、利用児童も0歳児と1歳児が大半となっています。



4. 就学前教育・保育施設の利用ニーズについて

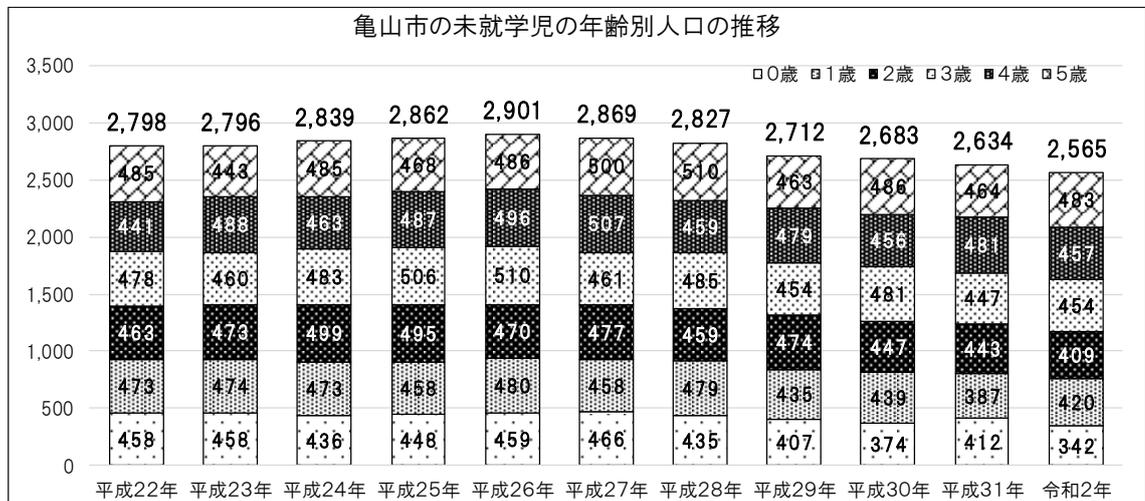
(1) 未就学児の人口の状況

今後の就学前教育・保育施設のニーズを考えるうえで、本市の未就学児の人口が基本的な指標となるため、まず、人口の推移と推計の整理を行います。

▶未就学児の年齢別人口の推移

亀山市の未就学児の人口の推移をみると、平成26年をピークに減少傾向が続いています。

また、各年の年齢別人口の最大・最小の年齢間の比率をみると、平成27年までは10%程度の差で推移していたものが、平成28年以降、上昇傾向が顕著に表れています。これは、人口の多い年代が就学し、新たに出生する下の年代が減少傾向にあることが影響しており、今後、本格的に就学前児の人口の減少傾向が加速する可能性があります。



◀亀山市の未就学児の年齢別人口の推移▶

(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増減率
0歳	458	458	436	448	459	466	435	407	374	412	342	74.7%
1歳	473	474	473	458	480	458	479	435	439	387	420	88.8%
2歳	463	473	499	495	470	477	459	474	447	443	409	88.3%
3歳	478	460	483	506	510	461	485	454	481	447	454	95.0%
4歳	441	488	463	487	496	507	459	479	456	481	457	103.6%
5歳	485	443	485	468	486	500	510	463	486	464	483	99.6%
合計	2,798	2,796	2,839	2,862	2,901	2,869	2,827	2,712	2,683	2,634	2,565	91.7%
バラツキ	110.0%	110.2%	114.4%	112.9%	111.1%	110.7%	117.2%	117.7%	129.9%	124.3%	141.2%	

最小値 最大値

▶未就学児の地区別人口の推移

地区別の傾向をみると、亀山・井田川の2地区については、平成27年前後にピークを迎えた後、減少傾向となっています。また、昼生・野登・白川・神辺・関・坂下・加太の7地区については、平成22年から平成24年頃から減少傾向が続いており、特に令和2年と平成22年の人口比較で、野登地区は49.6%、昼生地区は54.8%と大幅な減少となっています。

一方、川崎地区については、平成22年と令和2年の比較で唯一の増加地区となっていますが、ピークは平成27年でそれ以降は減少が続いています。

◀亀山市の未就学児の地区別人口の推移▶

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増減率
亀山地区	894	882	932	925	940	930	945	930	929	902	856	95.7%
昼生地区	73	74	65	71	61	50	41	39	39	45	40	54.8%
井田川地区	785	815	808	838	874	844	843	804	788	774	744	94.8%
川崎地区	424	437	460	482	491	522	498	455	451	462	474	111.8%
野登地区	121	103	106	102	87	86	72	66	70	59	60	49.6%
白川地区	38	34	32	29	29	28	35	32	31	33	31	81.6%
神辺地区	165	175	173	158	169	147	151	140	135	122	117	70.9%
関地区	258	240	229	229	222	230	211	213	209	210	210	81.4%
坂下地区	7	6	8	6	5	4	5	6	5	5	6	85.7%
加太地区	33	30	26	22	23	28	26	27	26	22	27	81.8%
合計	2,798	2,796	2,839	2,862	2,901	2,869	2,827	2,712	2,683	2,634	2,565	91.7%

※増減率は平成22年と令和2年の比較

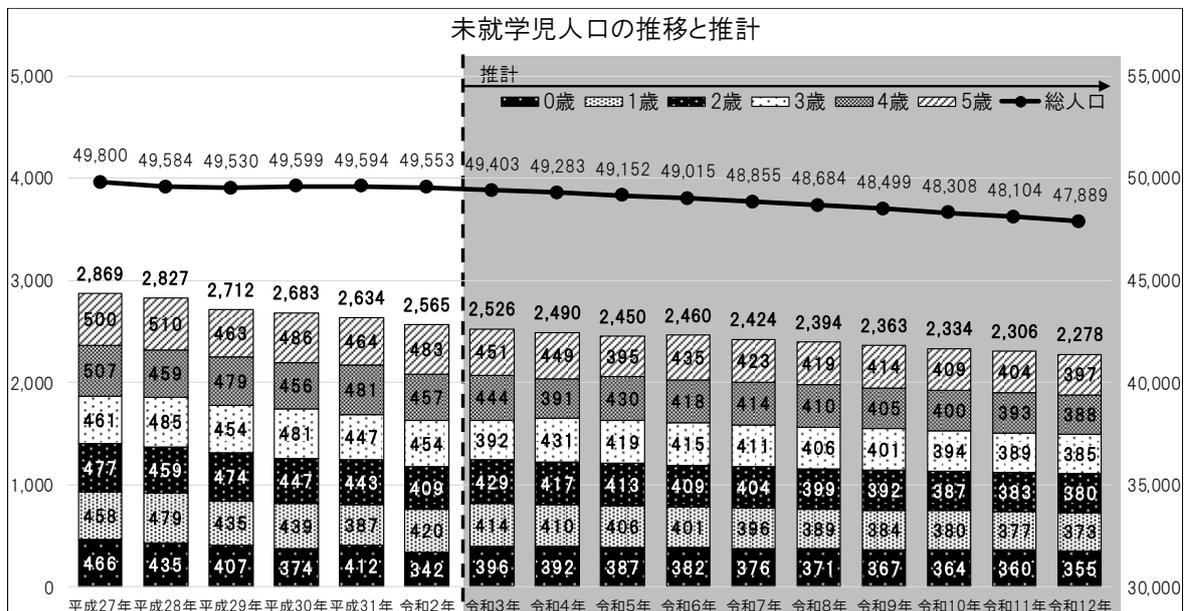
資料：住民基本台帳(各年4/1現在)

最小値 最大値

▶未就学児の人口推計

本市の人口について、住民基本台帳の推移を基にしたコーホート変化率法による推計を行うと、平成27年から令和2年までの5年間で、総人口は49,800人から49,553人で247人の減少(0.5%減)となっています。一方、未就学児の人口は2,869人から2,565人となり、304人の減少(10.6%減)となり、より顕著に減少が進んでいます。

令和3年以降の未就学児人口についても同様の傾向が続くと予想され、第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画における人口推計を基に比較すると、令和2年とその5年後にあたる令和7年を比較すると、141人の減少(5.5%減)、10年後の令和12年では287人の減少(11.2%減)となっています。



(2) 就学前教育・保育の利用ニーズの推計

本市の就学前教育・保育施設の利用状況を見ると、公立園を中心に幼稚園ニーズの減少傾向が強まっています。一方、保育所を中心とした保育ニーズについては、低年齢児を中心に増加傾向が続いています。

また、就学前教育・保育施設に関する制度として、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化がスタートしました。その影響については、引き続き注視していく必要がありますが、認定こども園において教育的利用となる1号認定児が保育利用となる2号認定に変更となるケースが増加しており、現時点では教育から保育へのニーズ変化が一定程度は生じることが想定されます。

こうしたことから、次の点に留意したニーズ予想を行います。

【留意事項】

○令和2年度から令和6年度の推計

・第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画との整合を図る。

○令和7年度以降の推計

・教育から保育へのニーズの変化を加味する。

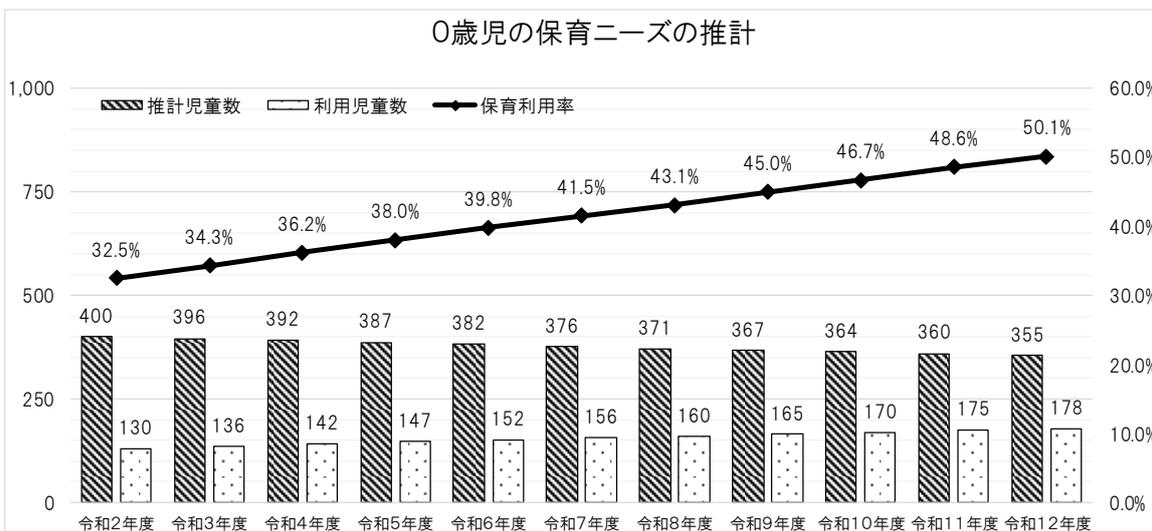
・低年齢児について、継続的なニーズの増加を加味する。

▶0歳児の保育ニーズの推計

第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度から令和6年度のニーズは、推計児童数は減少が続いていますが、利用率の上昇から利用児童数は増加が続くと想定されます。

この傾向は、令和7年度以降についても続くと考えられますことから、令和7年度以降についても同様の算定を行うこととします。

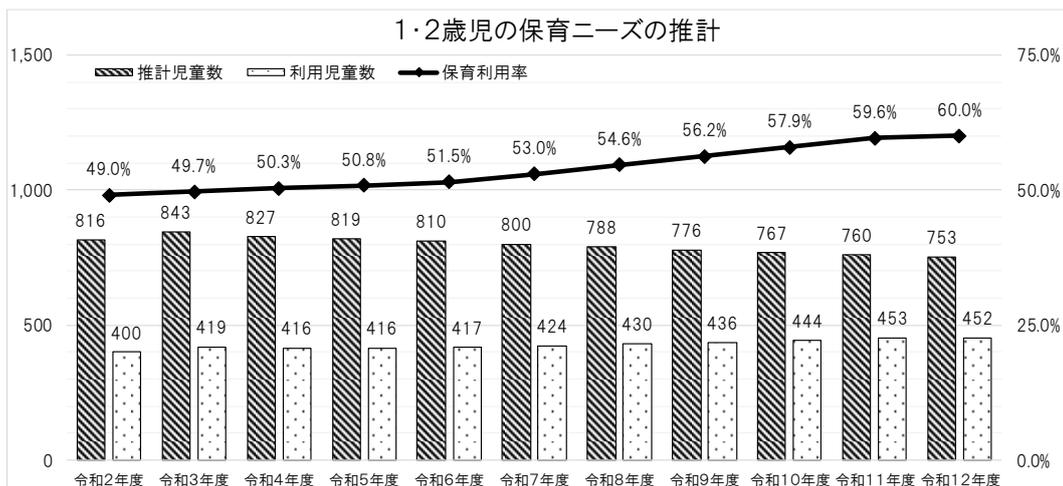
なお、保育利用率については、利用申込の状況から、概ね50%を上限として試算することとします。



▶1・2歳児の保育ニーズの推計

0歳児と同様に、第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度から令和6年度のニーズは、推計児童数は減少が続いていますが、利用率の上昇が見込まれるため、利用児童数は増加が続くと想定されます。この傾向は、令和7年度以降についても続くと考えられますことから、同様の算定を行うこととします。

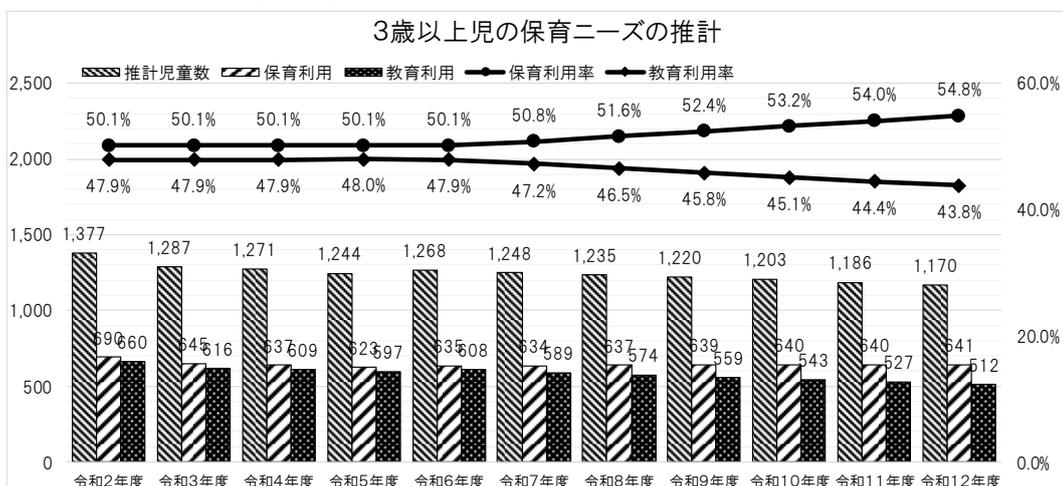
なお、保育利用率については、利用申込の状況から、概ね60%を上限として試算することとします。



▶3歳以上児の教育・保育ニーズの推計

第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画(R2-R6)における3歳以上児のニーズについては、推計児童数が減少するのに伴い、利用児童数も減少傾向となっています。また、この推計の下となる利用率については、国の計画策定の基本的な考え方や3歳以上児の約98%はいずれかの施設利用をしている現状などから、当面、利用率を据え置くこととしています。

しかし、令和元年10月にスタートした幼児教育・保育の無償化による直接の恩恵を受ける年代であることから、将来的には一定のニーズ変化が生じることへの留意が必要となっています。現状では、わずかながら教育から保育へのニーズ移行が見られることを踏まえ、令和7年度以降について、教育から保育へのニーズの変化が発生することを見込み、試算を行うこととします。なお、令和7年度以降については、今後の状況の変化にも留意が必要です。



(3) 現在の受入規模と必要な施設規模の想定

▶現在の就学前教育・保育施設の受入規模

本市では、保育所が12園、幼稚園が4園、認定こども園が2園、小規模保育事業が2箇所、未移行の幼稚園が1園の合計21の施設で未就学児の受入を行っています。

受入の内訳をみると、保育所・認定こども園・小規模保育事業において、0歳児が102人、1・2歳児が354人の受入規模を持っています。また3歳以上児は、保育所・幼稚園・認定こども園・未移行幼稚園において、保育利用が756人、教育利用が830人となっていますが、未移行幼稚園については、預かり保育を実施しているため、教育利用だけでなく保育利用のニーズへも対応が可能となっています。

(単位:箇所・人)

			施設数	0歳児	1・2歳児	3歳以上児		
							保育利用	教育利用
特定教育・保育施設	保育所	公立	8	46	150	439	439	
		私立	4	25	108	172	172	
		計	12	71	258	611	611	
	幼稚園	公立	4			380		380
		私立	0			0		0
		計	4			380		380
	認定こども園	公立	1	10	40	160	85	75
		私立	1	12	38	75	60	15
		計	2	22	78	235	145	90
	計	公立	13	56	190	979	524	455
		私立	5	37	146	247	232	15
		計	18	93	336	1,226	756	470
特定地域型保育事業施設	小規模保育事業	公立	0	0	0			
		私立	2	9	18			
		計	2	9	18			
	計	公立	0	0	0			
		私立	2	9	18			
計	2	9	18					
未移行幼稚園	公立				0	0	0	
	私立				360	0	360	
	計				360	0	360	
合計	公立	13	56	190	979	524	455	
	私立	7	46	164	607	232	375	
	計	20	102	354	1,586	756	830	

▶現在の受入規模と今後の利用ニーズ予想との乖離

待機児童の発生対象である0・1・2歳児をみると、令和2年度以降、受入規模の不足が増加傾向をなっています。

一方、3歳以上児については、定員数がニーズを上回っており、年々その差は大きくなっています。

このことは現在の施設における受入年齢のバランスが、今後のニーズの状況とのミスマッチがあることを示しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用児童数の見込み ①	0歳	130	136	142	147	152	156	160	165	170	175	178
	1・2歳	400	419	416	416	417	424	430	436	444	453	452
	3歳以上	1,350	1,261	1,246	1,220	1,243	1,223	1,211	1,198	1,183	1,167	1,153
	保育利用	690	645	637	623	635	634	637	639	640	640	641
	教育利用	660	616	609	597	608	589	574	559	543	527	512
受入規模 ②	0歳	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
	1・2歳	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354	354
	3歳以上	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586
	保育利用	756	756	756	756	756	756	756	756	756	756	756
	教育利用	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830	830
過不足数 ② - ①	0歳	△ 28	△ 34	△ 40	△ 45	△ 50	△ 54	△ 58	△ 63	△ 68	△ 73	△ 76
	1・2歳	△ 46	△ 65	△ 62	△ 62	△ 63	△ 70	△ 76	△ 82	△ 90	△ 99	△ 98
	3歳以上	236	325	340	366	343	363	375	388	403	419	433
	保育利用	66	111	119	133	121	122	119	117	116	116	115
	教育利用	170	214	221	233	222	241	256	271	287	303	318

5. 公共施設等の活用について

施設の整備を進めるに当たっては、現在の施設や敷地に限らず、他の公共施設等についても活用の可能性を検討することで、財政的な負担の軽減と全体的な公共施設の有効活用を図ることが可能となります。

市の公共施設等については、基本的に行政財産と普通財産に分類されますが、就学前施設の整備を検討する場合、行政目的を持って使用されている行政財産については、基本的に対象とすることは難しいと考えられます。しかし、現在、公立保育所等として施設の整備等を進めるにあたって、既存の公共施設を活用することは、財政的な負担などの面でも効率的な事業推進に期待ができることから、活用の可能性を検討します。

活用を検討する公共施設としては、まず、既存の保育所・幼稚園・認定こども園が挙げられます。これらの施設は、現状でも同様の目的に利用しているため、引き続き利用できると考えられます。

次に、近年の法改正によって保育所等への転用がしやすくなった都市公園についても、教育・保育環境としての活用メリットがあると考えられます。また、用途廃止された市営住宅や普通財産についても、現状が宅地であるなど、一体的な活用が可能な用地も含まれます。これらの用地を活用することは、公共施設全体の有効活用の観点からも有効な手法と考えられます。

そうしたことから、ここでは、次の分類により公共施設等の活用に関する検討を行います。

〔検討対象となる公共施設等〕

- ①現在の公立保育所等
- ②都市公園の一部
- ③市営住宅（跡地を含む）
- ④普通財産

(1) 現在の公立保育所等の活用

公立園のうち、幼稚園については、長期休業期間があるものの、保育所及び認定こども園については、基本的に毎日利用する施設であるため、新施設が完成するまでの間も運営を継続する必要があります。

そのため、既存の公立園の敷地での施設整備等については、制約が大きいのが実情ですが、ここでは、敷地内での建て替え又は増築と、敷地拡張の可能性についての検討を行います。

▶敷地内での建て替えの検討

敷地内の建て替えを検討する場合、園庭への建築が想定されます。保育所については、3園（神辺・和田・川崎南）が小規模園、うち1園（神辺）は標準園までの面積が確保可能です。一方、幼稚園については、4園とも小規模園・標準園の面積は確保でき、1園（みずほ台）は中規模までの面積が確保できる状況です。また、関認定こども園アスレについても、中規模園までの面積は確保が可能です。

いずれの施設についても、面積上の対応は可能であっても、園庭の形状などから、現実的には難しい面があり、施設立地を踏まえた必要規模の確保の可否など、課題はあります。

		敷地面積	建物面積	園庭面積 (概算)	現敷地での整備			
					小規模	標準	中規模	拠点園
保育所	第一愛護園	1,348.41	635.94	320.00	×	×	×	×
	第二愛護園	1,561.46	504.20	450.00	×	×	×	×
	みなみ保育園	2,695.23	683.89	510.00	×	×	×	×
	神辺保育園	2,473.94	560.10	1,110.00	○	○	×	×
	昼生保育園	1,209.88	497.62	360.00	×	×	×	×
	和田保育園	2,711.23	552.33	680.00	○	×	×	×
	川崎南保育園	2,897.40	570.36	700.00	○	×	×	×
	加太保育園	1,152.35	340.00	600.00	×	×	×	×
認定こども園	関認定こども園アスレ	6,537.62	1,871.65	1,500.00	○	○	○	×
幼稚園	亀山幼稚園	2,963.00	545.00	1,250.00	○	○	×	×
	亀山東幼稚園	2,835.00	790.00	1,150.00	○	○	×	×
	井田川幼稚園	4,065.00	478.00	1,300.00	○	○	×	×
	みずほ台幼稚園	3,970.00	544.00	1,500.00	○	○	○	×

▶敷地内での増築の検討

既存の敷地内で既存建物を増築により利用枠の拡大を図ることは、建替に比べて事業の実施しやすさではありますが、課題解決の効果は限定的になります。

まず、幼稚園については、いずれの施設も園庭面積には十分な余裕があるものの、給食室が無いため、保育機能を持った増築をすることは難しいのが実情です。

また、関認定こども園アスレについては、既存施設で十分な受入枠があり、施設も比較的新しいため、当面、増築の必要性は低いと考えられます。

一方、保育所については、多くの園は園庭面積に余裕はなく、5園(第一・第二・みなみ・昼生・加太)では増築を行うことは難しい状況です。2園(神辺・川崎南)については、園庭は比較的広いものの、その形状から、部分的な増築は難しい状況ですが、和田保育園については、敷地の東側が職員駐車場となっているため、増築スペースとしての活用がしやすい状況となっています。

		敷地面積	建物面積	園庭面積 (概算)	増築の可否	
						備考
保育所	第一愛護園	1,348.41	635.94	320.00	×	園庭を含め、敷地内に増築可能な余剰スペースは無いため、敷地内の増築は不可能
	第二愛護園	1,561.46	504.20	450.00	×	園庭を含め、敷地内に増築可能な余剰スペースは無いため、敷地内の増築は不可能
	みなみ保育園	2,695.23	683.89	510.00	×	園庭を含め、敷地内に増築可能な余剰スペースは無いため、敷地内の増築は不可能
	神辺保育園	2,473.94	560.10	1,110.00	△	面積上は、園庭への増築は可能だが、園庭の形状がL字型であることや、保育への多大な影響が危惧される
	昼生保育園	1,209.88	497.62	360.00	×	園庭を含め、敷地内に増築可能な余剰スペースは無いため、敷地内の増築は不可能
	和田保育園	2,711.23	552.33	680.00	○	敷地の東側が職員駐車場となっており、増築スペースとしての活用が可能
	川崎南保育園	2,897.40	570.36	700.00	△	面積上は、園庭への増築は可能だが、園庭の形状がL字型であることや、保育への多大な影響が危惧される
	加太保育園	1,152.35	340.00	600.00	×	面積上は、園庭への増築は可能だが、園庭の形状がL字型であることや、保育への多大な影響が危惧される
認定こども園	関認定こども園アスレ	6,537.62	1,871.65	1,500.00	△	面積上は、園庭への増築は可能だが、園庭の形状がL字型であることや、保育への多大な影響が危惧される
幼稚園	亀山幼稚園	2,963.00	545.00	1,250.00	△	園庭面積には十分な余裕があるものの、給食室が無いため、保育機能を持った増築をするためには課題が多い
	亀山東幼稚園	2,835.00	790.00	1,150.00	△	園庭面積には十分な余裕があるものの、給食室が無いため、保育機能を持った増築をするためには課題が多い
	井田川幼稚園	4,065.00	478.00	1,300.00	△	園庭面積には十分な余裕があるものの、給食室が無いため、保育機能を持った増築をするためには課題が多い
	みずほ台幼稚園	3,970.00	544.00	1,500.00	△	園庭面積には十分な余裕があるものの、給食室が無いため、保育機能を持った増築をするためには課題が多い

▶用地の拡張の検討

周辺土地利用状況等をみると、民家や道路など、拡張の難しい用地との隣接が多くなっていますが、比較的取得しやすいと考えられる空地との隣接のある施設が2園（みなみ保育園・川崎南保育園）、公共施設や農地との隣接する施設が2園（神辺保育園・井田川幼稚園）となっています。

		敷地面積	建物面積	周辺の状況				用地拡張
				北側	南側	東側	西側	
保育所	第一愛護園	1,348.41	635.94	道路	崖地	民家	民家	×
	第二愛護園	1,561.46	504.20	民家・寺(墓地)	道路	民家	民家	×
	みなみ保育園	2,695.23	683.89	空地	道路	崖地・荒地	道路・民家	○
	神辺保育園	2,473.94	560.10	公共施設	民家	農地	道路	△
	昼生保育園	1,209.88	497.62	道路	崖地	民家	民家	×
	和田保育園	2,711.23	552.33	道路	民家	道路	道路	×
	川崎南保育園	2,897.40	570.36	崖地	工場	道路・崖地	空地	○
	加太保育園	1,152.35	340.00	道路	農地	河川	公共施設	△
認定こども園	関認定こども園アスレ	6,537.62	1,871.65	道路	道路	道路	道路	×
幼稚園	亀山幼稚園	2,963.00	545.00	民家・崖地	道路	道路	民家・崖地	×
	亀山東幼稚園	2,835.00	790.00	学校	崖地	学校	公園	×
	井田川幼稚園	4,065.00	478.00	道路	道路	公共施設	道路	○
	みずほ台幼稚園	3,970.00	544.00	道路	道路	道路	公共施設	×

▶まとめ

そうしたことを踏まえ、公立の敷地活用方法などについて、次のとおり整理します。

		敷地面積	建物			用地拡張	現敷地での整備	
			構造	面積	経過年数		建替	増築
保育所	第一愛護園	1,348.41	鉄骨	635.94	42	×	×	×
	第二愛護園	1,561.46	鉄骨	504.20	49	×	×	×
	みなみ保育園	2,695.23	鉄骨	683.89	44	○	△	△
	神辺保育園	2,473.94	鉄骨	560.10	24	○	△	△
	昼生保育園	1,209.88	鉄骨	497.62	38	×	×	×
	和田保育園	2,711.23	鉄骨	552.33	43	×	×	○
	川崎南保育園	2,897.40	鉄骨	570.36	35	○	△	△
	加太保育園	1,152.35	鉄骨	340.00	50	○	△	△
認定こども園	関認定こども園アスレ	6,537.62	木造	1,871.65	16	×	×	×
幼稚園	亀山幼稚園	2,963.00	鉄骨	545.00	37	×	×	×
	亀山東幼稚園	2,835.00	木造	790.00	9	×	×	×
	井田川幼稚園	4,065.00	鉄骨	478.00	41	○	△	△
	みずほ台幼稚園	3,970.00	鉄骨	544.00	30	×	×	×

(2) 都市公園の一部の活用

平成29年に改正された都市公園法について、それまで国家戦略特区内の都市において認められていた都市公園における占用許可特例としての保育所等の設置を、すべての都市において実施可能とする改正となっています。

この改正により、市内の都市公園を活用した保育所等の設置が可能となっています。法的には、都市公園法施行令第12条第3項において規定された施設となり、具体的な施設として次のものが対象となります。

この制度を活用して就学前教育・保育施設を整備することは、都市公園の施設を日常的に利用しやすくなることから、教育・保育の質の向上の観点から大きなメリットがあります。また、施設の利用促進の観点から、都市公園にとってもメリットがあり、双方にとって有効な制度と考えられます。

こうしたことを踏まえ、今後の、既存施設の改修、新施設の整備においては、この制度を有効活用することを含めて検討することとします。

【対象となる施設】

- ① 障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業又は小規模保育事業の用に供する施設、**保育所**
- ② 身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設、身体障害者福祉センター
- ③ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター
- ④ 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業）の用に供する施設、地域活動支援センター
- ⑤ **幼保連携型認定こども園**
- ⑥ その他、都市公園を設置する自治体の条例において定めるもの（準じた施設）

【技術的基準】

占有できる場所 広場又は公園施設である建築物内

施設規模 占有施設の敷地面積は広場の敷地面積の30%を超えない

施設の床面積が建築物（公園施設）の延べ床面積の50%を超えない

【許可を受けられる者】

法律上の制約は設けられておらず、地方公共団体、民間事業者等、幅広く対象となり得る。

※公園を長期間占有することから、地方公共団体以外の場合、公募等による選定が望ましい。

▶活用の検討対象公園

現在、市内の都市公園については、97公園、51.9haが供用されています。

これらの公園のうち、実際に敷地を活用した整備を検討するにあたっては、活用可能面積により十分な面積の確保ができること、若しくは隣接する既存施設を含めた一体的な活用が可能であることが求められます。

そのため、次の2点を要件として、いずれかに該当する公園を検討対象とします。

《要件》

要件①（単独整備可能園）

活用可能面積 1,000 m²以上

要件②（一体整備可能園）

既存施設と近接若しくは隣接であること

	施設数	地区別内訳									
		亀山	昼生	井田川	川崎	野登	白川	神辺	関	坂下	加太
総施設数	97	45	0	26	6	0	3	3	14	0	0
検討対象施設数	23	5	0	7	1	0	2	2	6	0	0
要件①	21	5	0	5	1	0	2	2	6	0	0
要件②	5	2	0	2	0	0	0	0	1	0	0
重複	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0

(検討対象施設一覧)

公園名	所在地	地区	供用面積 (ha)	転用上限 (㎡)	隣接する公立園	近隣の公立園
亀山公園	若山町4番地の7	亀山	13.20	39,600		第一愛護園 亀山幼稚園
東野公園	川合町1286番地の49	井田川	6.90	20,700		
西野公園	野村二丁目5番1号	亀山	7.66	22,980		
本町公園	上野町184番の1	亀山	0.48	1,440		第二愛護園
住山公園	住山町2番	亀山	0.43	1,290		
のぼりの森公園	田村町1409番の3	川崎	2.00	6,000		
鈴鹿川一里塚公園	野村町1348番1	亀山	0.41	1,230		
みどり町第一公園(中央)	みどり町56番	井田川	0.57	1,710		
みどり町第二公園(小学校北)	みどり町53番2	井田川	0.29	870	井田川幼稚園	
みずほ台第一公園(中央)	みずほ台14番5	井田川	0.17	510	みずほ台幼稚園	
みずほ台第二公園(西)	みずほ台1番219	井田川	0.54	1,620		
みずほ台第三公園(東)	みずほ台14番186	井田川	0.41	1,230		
みずきが丘第一公園(中央)	みずきが丘109番129	井田川	0.58	1,740		
北鹿島町第一公園	北鹿島町5番96	亀山	0.01	30	亀山東幼稚園	
名阪工業団地第二公園	白木町395番51	白川	1.52	4,560		
名阪工業団地第四公園	小野町612番21	神辺	0.65	1,950		
名阪工業団地第五公園	小野町612番23	神辺	0.73	2,190		
まるやま公園	関町木崎887番	関	1.12	3,360		関認定こども園アスレ
鈴鹿川河川敷グラウンド	関町木崎字川向	関	0.66	1,980		
名阪工業団地第六公園	関町会下1117番1	関	2.16	6,480		
富士ハイツ公園	関町富士ハイツ998番184	関	0.46	1,380		
水辺公園	関町白木一色646-12	関	2.99	8,970		
関ヶ丘公園	関ヶ丘521-669	関	5.60	16,800		
中央広場	白木町331番地1	白川	1.27	3,810		

▶主要な都市公園の活用の方向性

市の管理する都市公園のうち、主要な施設である3公園(亀山公園・西野公園・東野公園)については、いずれも市域の中心に近く、利用ニーズが想定されるとともに、一定の活用可能面積が想定されます。また、都市公園内の施設を日常的に利用が可能となるため、教育・保育環境の面でも有効と考えられます。

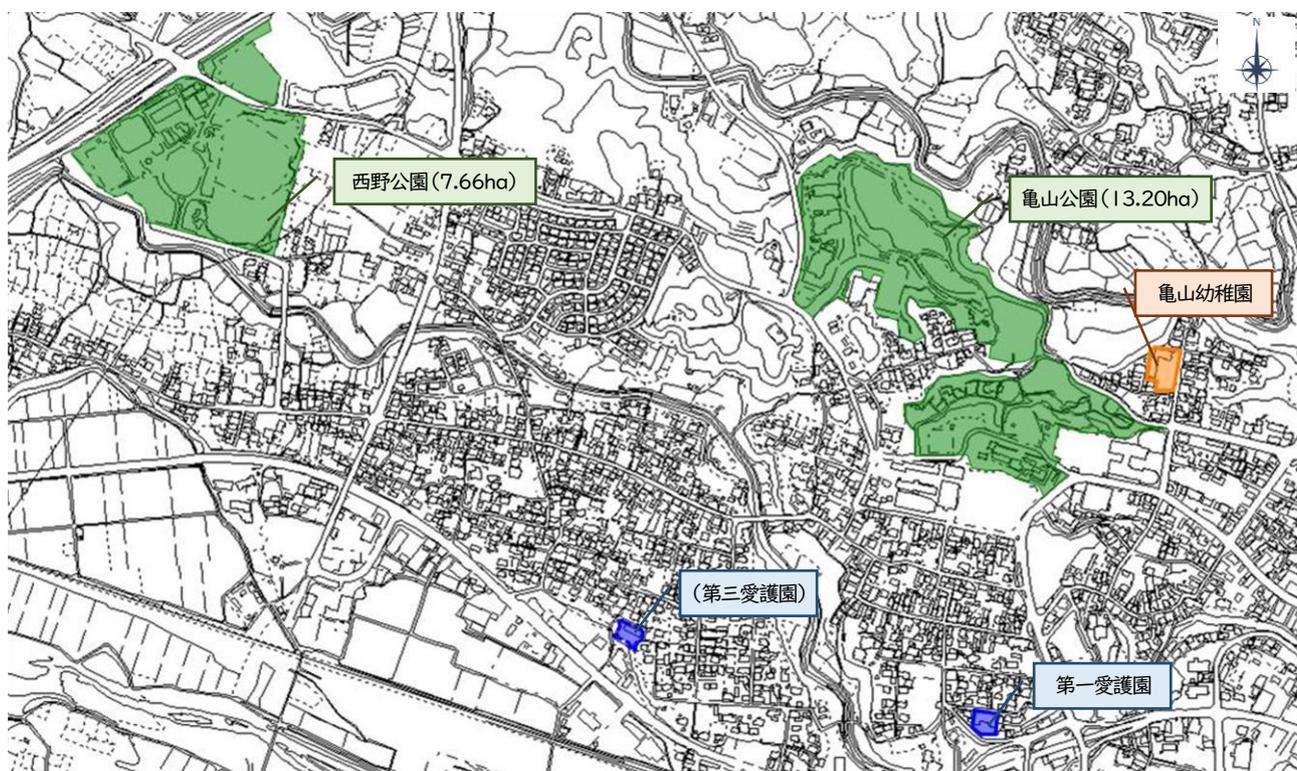
中でも亀山公園については、現在、敷地内にある図書館が駅前へ移転することから、その跡地を含めた検討が可能となります。また、図書館に隣接する青少年研修センターについても施設の老朽化が進んでいます。そのため、これらの施設用地の一体的な活用が可能であれば、有力な施設整備の候補地になる可能性があります。

東野公園・西野公園については、公園内だけでは小規模園であれば整備に必要な面積を確保できますが、立地状況を勘案すると整備の際には中規模園以上の施設が求められます。その場合、公園隣接地を合わせて整備することが想定されますが、東野公園の周辺は住宅地や農業振興地であることや、敷地の高低差があるなど、周辺用地との一体利用には制限があります。一方、西野公園の周辺は遊休地も存在するため、西野公園の方がより活用の幅は広くなると考えられます。

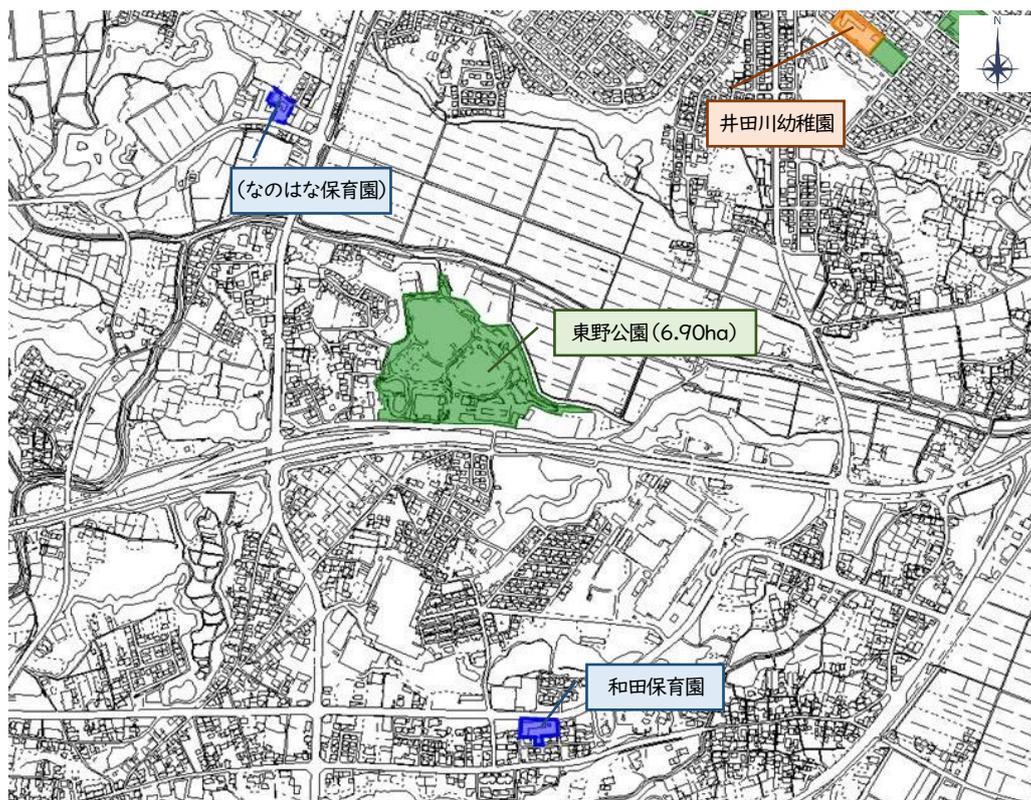
(主要な公園の状況)

公園名	地区	供用面積 (ha)	転用上限 (㎡)	近隣の公立園 ※1km以内	施設活用の可能性	
					ランク	
亀山公園	亀山	13.20	39,600	第一愛護園 亀山幼稚園	A:優先検討	図書館の駅前移転することから、その跡地を含めた検討が可能となる。また、隣接する青少年研修センターも老朽化が進んでいることから、これらを一体活用ができる場合、有力な施設整備の候補地と考えられる。
東野公園	井田川	6.90	20,700	和田保育園 みずほ台幼稚園	D:検討対象外	単独整備が可能な施設は小規模園のみだが、立地の面からは中規模以上の施設が必要な立地と考えられる。一方、周辺用地との一体活用についても、周辺は住宅地や農業振興地であることや、敷地の高低差があるなど、制限が大きく、検討の可能性は低い。
西野公園	亀山	7.66	22,980		B:検討可能	単独整備が可能な施設は小規模園のみだが、立地の面からは中規模以上の施設が必要な立地と考えられる。一方、周辺には遊休地も存在するため、それらとの一体利用を含めた検討は可能と考えられる。

(主要な都市公園の状況)



(亀山公園と西野公園)



(東野公園)

▶井田川地区内の公園の活用の方向性

市全体でも利用ニーズの高い井田川地区には、公立幼稚園2園（井田川・みずほ台）があり、隣接する公園2か所を含め、6か所の候補となる公園があります。

これらのうち、幼稚園に隣接した2園をみると、井田川幼稚園には放課後児童クラブを挟んで隣接したみどり町第二公園があり、現施設との一体利用が可能な土地形状となっています。一体利用には放課後児童クラブの取り扱いなどの課題もありますが、小学校とも隣接した好立地であることから、優先的な検討対象と考えられます。

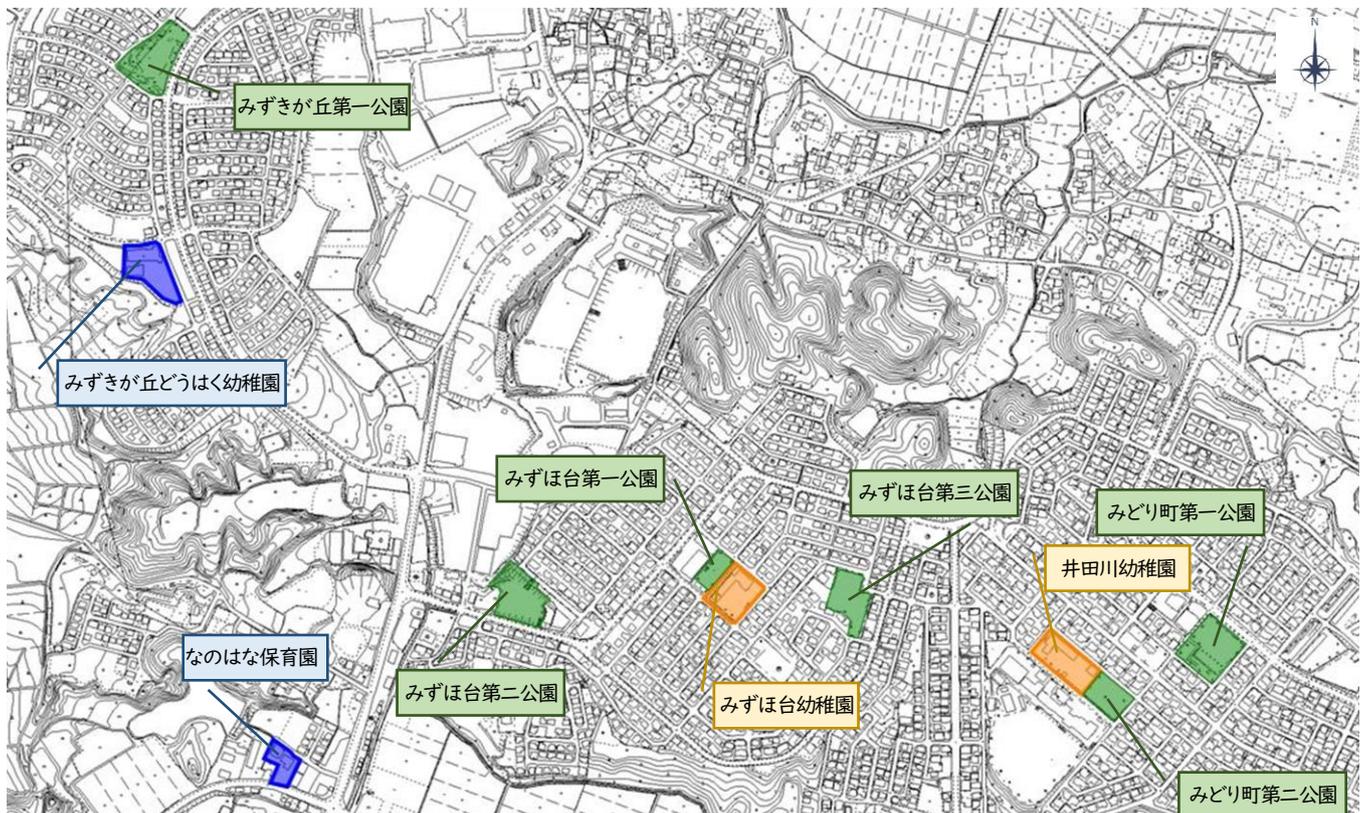
一方、みずほ台幼稚園と隣接するみずほ台第一公園については、幼稚園と公園の間に高低差があり、一体的な活用には制限があり、検討の優先度は低いと考えられます。

また、みずきが丘第一公園については、隣接ではないものの、近隣に私立幼稚園があることから、公立施設の整備の必要性は低いと考えられます。

これらのほかの3公園（みどり町第一公園・みずほ台第二公園・みずほ台第三公園）については、それぞれ公立幼稚園に近く、個々の公園だけでは十分な敷地の確保が困難であることから、検討の優先度は低いと考えられます。

公園名	供用面積 (ha)	転用上限 (30%) (㎡)	隣接する公立園 園名	施設活用の可能性	
				ランク	
みどり町第一公園(中央)	0.57	1,710.00		D:検討対象外	一定の面積はあるものの、単独利用では敷地面積が不足することや、周辺に優先度の高い公園があるため、検討の可能性は低い。
みどり町第二公園(小学校北)	0.29	870.00	井田川幼稚園 ※放課後児童クラブを挟む	A:優先検討	放課後児童クラブを挟んで、井田川幼稚園と隣接しているが、公園を含めて一体的な土地となっている。小学校との隣接関係もあり、優先的に検討する。
みずほ台第一公園(中央)	0.17	510.00	みずほ台幼稚園	D:検討対象外	みずほ台幼稚園と隣接した位置にはあるものの、敷地に高低差があり、一体的な利用には制限があるため、検討の優先度は低い。
みずほ台第二公園(西)	0.54	1,620.00		D:検討対象外	一定の面積はあるものの、単独利用では敷地面積が不足することや、周辺に優先度の高い公園があるため、検討の可能性は低い。
みずほ台第三公園(東)	0.41	1,230.00		D:検討対象外	一定の面積はあるものの、単独利用では敷地面積が不足することや、周辺に優先度の高い公園があるため、検討の可能性は低い。
みずきが丘第一公園(中央)	0.58	1,740.00		D:検討対象外	近隣に私立幼稚園があるため、公立施設の整備の必要性は低い。

(井田川地区の施設と公園の状況)



▶ 亀山・関テクノヒルズ内公園の活用の方向性

亀山・関テクノヒルズ内の都市公園のうち、整備面積を確保できる観点から、候補となる公園をみると、次の6公園があります。

このうち、水辺公園については、敷地の大部分が水場となっており、実質的な活用可能な面積は極めて少なく、活用は困難な状況です。

次に、第四公園・第五公園の2公園については、隣接しているものの、公園間で高低差があることから、一体的な活用を行うには制限があり、また、単独の公園では整備に必要な面積の確保が難しいことから、

活用候補としての優先度は低いと考えられます。

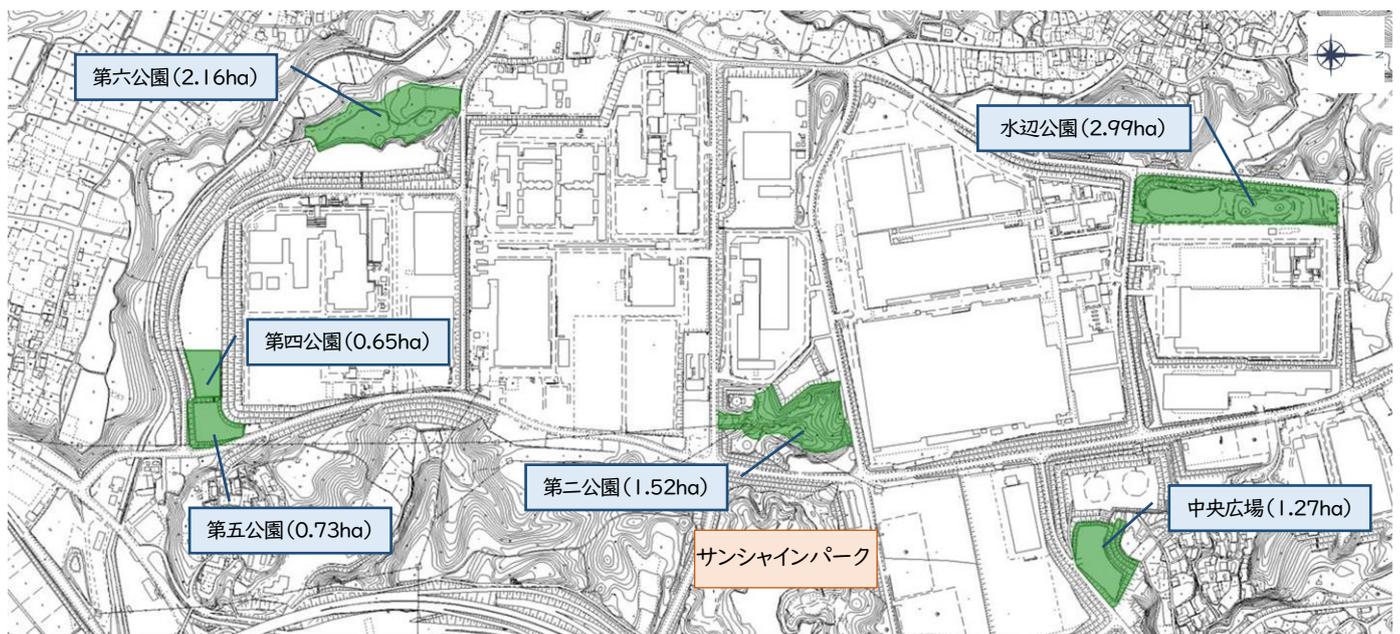
残る第二公園・第六公園・中央広場の3公園については、土地の形状、面積の面からは、いずれも活用の可能性は高いと考えられます。しかし、第二公園については、敷地内に高压電線の送電鉄塔があるため、幼児教育・保育施設の整備には課題があると考えられます。そのため、残る2箇所（第六公園・中央広場）が候補地としては適切であると考えられます。

また、この地域は白川地区と関地区にまたがり、市全体では利用ニーズが低い地域である一方、工業団地内の従業員の潜在的ニーズが想定されます。また、大規模な工場が集中する地域であることから、周辺環境に課題がある一方、良好な交通アクセスや県営サンシャインパークや、周辺に豊かな自然環境があるなど、潜在的な魅力も考えられます。

これらを踏まえ、この地域内では2公園（第六公園・中央広場）を具体的な整備検討候補として、利用ニーズなどを含めた整備候補地とし、他の4公園（第二公園・第四公園・第五公園・水辺公園）は、当面検討対象とはしないこととします。

公園名	地区	供用面積 (ha)	転用上限 (㎡)	施設活用の可能性	
				ランク	
名阪工業団地第二公園	白川	1.52	4,560.00	D:検討対象外	土地の形状・面積の面では活用は可能性だが、敷地内に高压電線の送電鉄塔があることや、土地の造成が必要となるため、施設整備の適正は低いと考えられる。
名阪工業団地第四公園	神辺	0.65	1,950.00	D:検討対象外	第五公園と隣接しているものの、高低差があるため、一体的な活用を行うには制限がある。そのため、活用候補としての優先度は低い。
名阪工業団地第五公園	神辺	0.73	2,190.00	D:検討対象外	第四公園と隣接しているものの、高低差があるため、一体的な活用を行うには制限がある。そのため、活用候補としての優先度は低い。
名阪工業団地第六公園	関	2.16	6,480.00	B:検討可能	土地の形状・面積の面では活用は可能であるが、地域的にニーズの状況を勘案し、活用の検討を行う。
水辺公園	関	2.99	8,970.00	D:検討対象外	このうち、水辺公園については、敷地の大部分が水場となっており、実質的な活用可能な面積は極めて少なく、活用は困難な状況です。
中央広場	白川	1.27	3,810.00	B:検討可能	土地の形状・面積の面では活用は可能であるが、地域的にニーズの状況を勘案し、活用の検討を行う。

（亀山・関テクノヒルズ内の検討対象公園の状況）



▶その他の公園の活用の方向性

第二愛護園の近隣にある本町公園、関認定こども園アスレの近隣のまるやま公園については、いずれも道路を挟むなど、一体的な活用が困難なことなどから、検討の可能性は低いと考えられます。

鈴鹿川沿いの鈴鹿川一里塚公園、鈴鹿川河川敷グラウンドについては、川沿いであり、水害リスクが高いため、施設整備は不可能と考えられます。

市北東部のニーズの見込まれる地域にあるのぼの森公園については、能褒野御陵の隣接地であり、埋蔵文化財保護の面から、活用は難しいと考えられます。

関地区の富士ハイツ公園、関ヶ丘公園については、いずれも利用ニーズの観点から、活用の必要性が低いと考えられます。

これらの公園については、いずれも面積等の条件は合致したものの、課題が大きく、活用検討の必要性は低いと考えられます。

なお、住山公園については、公園の活用の必要性は高くありませんが、市営住宅と隣接しており、それらとの一体的な活用を検討する際に、保育所等の整備の必要性を考えると考えられます。

(その他の公園一覧)

公園名	所在地	地区	供用面積	転用上限 (30%)	近隣の 公立園	施設活用の可能性	
			(ha)	(㎡)		ランク	補足
本町公園	上野町184番の1	亀山	0.48	1,440.00	第二愛護園	D:検討対象外	第二愛護園と隣接位置にはあるが、道路を挟んだ隣接であり、一体的な利用はできない。また、周辺地の活用を含めて必要面積の確保が難しいため、活用はできない。
住山公園	住山町2番	亀山	0.43	1,290.00		C:将来的 検討対象	市営住山住宅や土地開発公社所有地と隣接しており、一体利用も可能であるため、幅広い活用が可能。ただし、市営住宅用地が転用可能な場合、公園を残したうえで活用する方が望ましい。
のぼの森公園	田村町1409番の3	川崎	2.00	6,000.00		D:検討対象外	面積は十分にあるが、遺跡の状況などから実質的に活用は不可能である。
鈴鹿川一里塚公園	野村町1348番1	亀山	0.41	1,230.00		D:検討対象外	鈴鹿川を挟んだ亀山駅の南側にある公園で、敷地が東西に長く実質的に敷地活用が難しい。また、水害リスクの観点から、活用は不可能である。
まるやま公園	関町木崎887番	関	1.12	3,360.00	関認定こども園アスレ	C:将来的 検討対象	関認定こども園アスレとは近接関係にはあるが、道路を挟んでいるため一体利用は難しい。一方、送迎用駐車場は公園と一体的な利用は可能であり、その場合、中規模園から大規模園の必要面積の確保できる可能性がある。ただし、埋蔵文化財が想定されることや関認定こども園アスレが新しいため、検討の優先順位は低い。
鈴鹿川河川敷グラウンド	関町木崎字川向	関	0.66	1,980.00		D:検討対象外	関分署南の河川敷の公園のため、水害リスクがあるため活用不可。
富士ハイツ公園	関町富士ハイツ998番184	関	0.46	1,380.00		D:検討対象外	関町富士ハイツの北部にあり、必要な面積の確保が難しいため、活用は不可。
関ヶ丘公園	関ヶ丘521-669	関	5.60	16,800.00		D:検討対象外	関ヶ丘地域内の公園で、施設整備の必要面積は十分に確保が可能だが、利用ニーズは見込まれない。

(3) 市営住宅(跡地を含む)の活用

現在、市内の市営住宅については、昭和40年代ごろに建築されたものが残されています。これらの老朽化した市営住宅については、建て替えや廃止等が今後想定されることとなります。一方、既に用途廃止されている旧市営住宅の跡地については、今後普通財産としての管理対象となり、他の用途への活用が検討できることとなります。

ここでは、既に廃止されている旧市営住宅の敷地と、今後、早い時期に廃止が想定される市営住宅の敷地について、活用の可能性を検討します。

▶旧市営住宅の敷地の活用の方向性

近年、用途廃止された市営住宅は、旧野村住宅及び旧亀田住宅(落崎)の2施設があります。

旧野村住宅については、敷地面積は6,000㎡程度の面積があり、整備に必要な面積は十分に確保が可能です。また、敷地の一部が民間所有地であり、全体を一体活用するためにはその用地の取得が必要となります。また、立地の面では、野村地区コミュニティセンターの西側で、住宅の密集している区域内となっています。そのため、周辺道路についても狭隘な道路に囲まれており、実際の整備を検討するに当たっては、アクセス面において課題が大きいと考えられます。これらのことから、旧野村住宅での施設整備は難しいと考えられます。

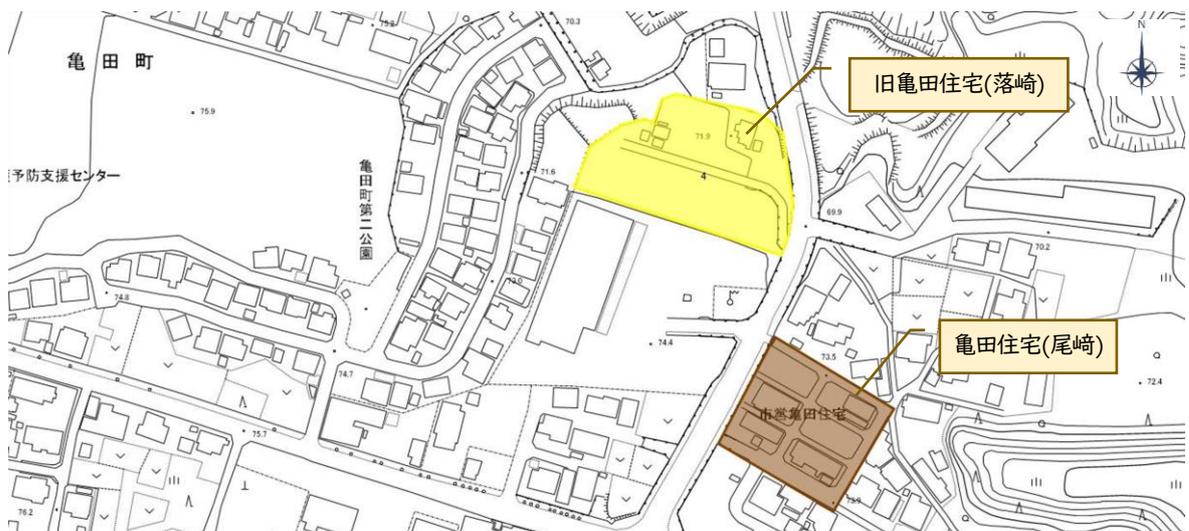
次に、旧亀田住宅(落崎)については、敷地面積については、実測で5,000㎡近くあり、こちらも施設整備には十分な面積が確保できる状況です。また、立地の面でも、アクセス道路は県道石水溪停車場線が想定され、周辺の利用状況も一部の民家に限られることから、活用の可能性は高いと考えられます。

住宅名	面積(㎡)		施設活用の可能性	
	登記	実測	ランク	
旧野村住宅	6,009.27	6,009.21	D:検討対象外	敷地面積は6,000㎡程度であり、整備に必要な面積は確保できるが、敷地内に一部民地があるため、全体を一体活用することは難しい。また、住宅密集内で、かつ周辺道路も狭隘であるため、アクセス面の課題も大きい。そのため、活用の検討は難しいと考えられる。
旧亀田住宅(落崎)	2,480.41	4,886.30	A:優先検討	約4,900㎡(実測)の敷地であり、必要な面積は十分に確保が可能である。また、立地の面でも、アクセス道路も十分な規格で、周辺へ影響も限定的であるため、活用の可能性は高いと考えらる。
	46.28	-		

(旧野村住宅周辺の状況)



(旧亀田住宅(落崎)周辺の状況)



▶早い時期に廃止が想定される市営住宅の敷地の活用の方向性

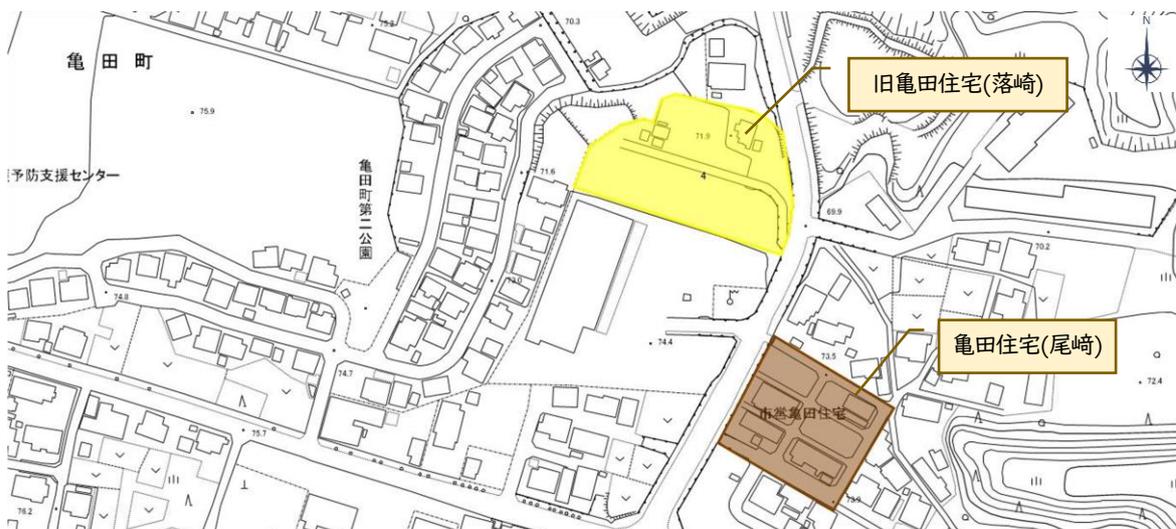
施設の老朽化や利用の状況から、近い将来に廃止が想定される市営住宅としては、亀田住宅(尾崎)及び和田住宅の2施設が挙げられます。

亀田住宅(尾崎)については、昭和38年に建設された住宅で、現在6戸のうち2戸が利用されています。用途廃止がなされた場合、敷地面積は4,724.75㎡で一体的な利用が可能と考えられます。一方、立地の面では、近隣に既に廃止されている旧亀田住宅(落崎)があるため、将来的な検討対象とします。

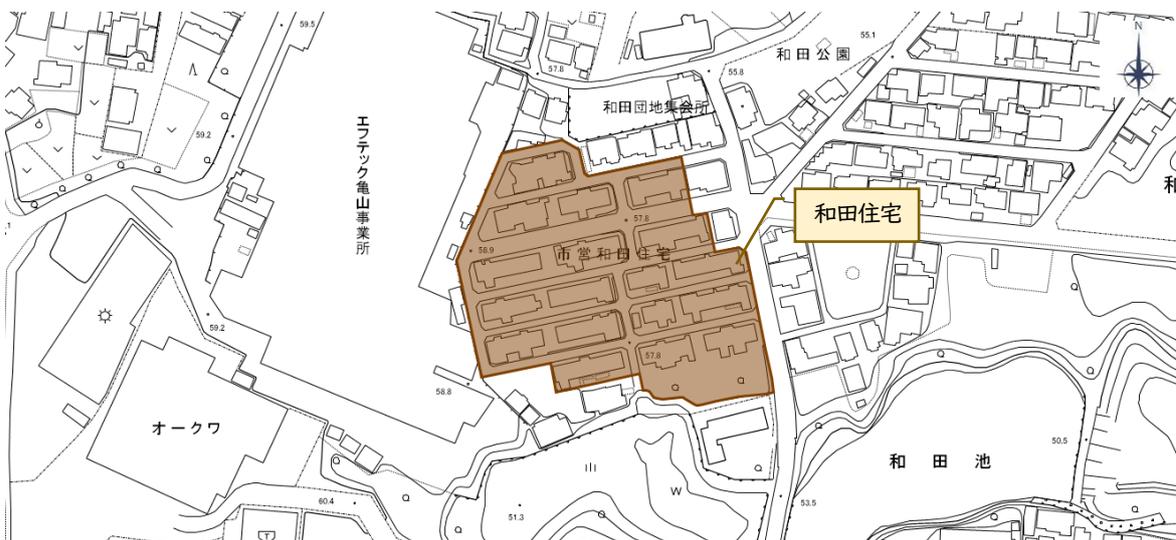
次に、和田住宅については、昭和39年から昭和41年に建設された住宅で、現在62戸のうち23戸が利用されています。用途廃止がなされた場合、敷地面積は10,000㎡以上が一体的な利用が可能となります。立地の面でも、民間の住宅や工場施設に囲まれています。敷地が十分に広く、ゆとりのある整備が可能と考えられます。また、交通面でもアクセス道路の機能も一定の確保がされており、有力な整備候補地になると考えられます。

住宅名	面積(㎡)	利用状況		用途廃止された場合の施設活用の可能性	
		総戸数	入居数	ランク	
亀田住宅(尾崎)	4,724.75	6	2	D:検討対象外	敷地面積は4,724.75㎡で一体的な利用が可能であるが、近隣に既に廃止されている旧亀田住宅(落崎)があるため、将来的な検討対象となる。
和田住宅	10,114.36	62	23	A:優先検討	10,000㎡以上の敷地があり、周辺は住宅や工場などで利用されているが、ゆとりのある整備が可能と考えられる。また、アクセス道路の機能も一定の確保がされており、有力な整備候補地になると考えられる。

(亀田住宅(尾崎)周辺の状況)



(和田住宅周辺の状況)



(4) 普通財産の活用

市内には、現在約160箇所、1,000,000㎡を超える普通財産がありますが、これらの現状は様々です。また、今後の施設整備を検討するうえでは、一体的な利用が可能であることが必要であるため、ここでは、次の3つの要件を満たす普通財産について、活用の可否を検討することとします。

《要件》

要件①…活用可能面積 1,000 ㎡以上

要件②…貸付による利用を含め、他の用途で利用されていない

要件③…現況が宅地、若しくはそれに準ずる用地で多大な造成費用を必要としない

普通財産のうち、3つの活用要件を満たすもの

名称	所在地	地区	地目		面積 (㎡)	ランク	施設活用の可能性
			登記	現況			
中の山原野	川合町1198-14	井田川	原野	原野	1,367.00	C:将来の検討対象	公園に不整合があるため、現時点での転売等は困難であり、境界が確定できないため、活用は難しい。公園・境界等が整理された場合、活用は可能だが、ミニ開発の住宅内にあるため、活用の難しい面がある。
椿世町山田雑種地	椿世町1029-3	亀山西	雑種地	雑種地	4,005.00	D:検討対象外	茶業試験場の奥にあり、雑草等が茂っており活用するには一定の整地作業を要する。また、位置的に進入路が不十分であるため、基本的に活用は難しい。
旧法務局敷地	西町430	亀山西	宅地	宅地	1,006.43	A:優先検討	現在の認定こども園整備事業(第一+亀幼)の予定地として、土地開発公社保有地と一体的な活用により、施設整備は十分可能である。しかし、実施に向けた協議の中で、地域の理解が得られていない。
住山住宅横敷地	住山町7-2他5筆	亀山西	畑	雑種地	2,254.07	C:将来の検討対象	住山住宅の隣接地であるため、将来的に住山住宅の廃止後、一体的な利用を行う際に検討を行う。
クレハ残地	関町木崎2043 ほか2筆	関	宅地	宅地	1,680.00	D:検討対象外	狭隘な進入路の奥にあり、ため池や傾斜部分が含まれた土地となっているため、基本的に活用は難しい。

このうち、中の山原野については、3つの要件は満たすものの、公園に不整合があるため、現時点での転売等は困難な状況となっています。また、立地の面からも、ミニ開発による住宅地の奥にあり、進入路の面や周辺環境への影響などから、活用は難しいと考えられます。

次に、椿世町山田雑種地については、茶業試験場の奥に位置し、現状は全面的に雑木や雑草等に覆われているため、一定の整地作業を要する状況です。また、茶業試験場の奥であるため、進入路が十分活用できる道路ではないため、基本的に活用は難しいと考えられます。

次に、旧法務局跡地については、隣接する旧裁判所跡地(土地開発公社所有)を合わせ、認定こども園整備事業の予定地となっているように、整備に対する条件は十分に満たしている土地となっています。

最後に、住山住宅横敷地については、2,000㎡以上の用地ではあるが、住山住宅の隣接地であることから、一体的に活用することが望ましいと考えられます。そのため、隣接する住山住宅の廃止後に活用の検討を行うこととします。

6. 施設の整備・再編計画について

施設の整備を進めるに当たっては、現在の施設や敷地に限らず、他の公共施設等についても活用の可能性を検討することで、財政的な負担の軽減と全体的な公共施設の有効活用を図ることが可能となります。

また、子育て世帯の多様化する保育ニーズに対応していく中で、長期的な視点から民間機能も活用し、より早期・効率的に受け入れ機能の強化を図ることも必要となります。

(1) 基本的な考え方

施設の統廃合や全面的な建て替えの際は、地域住民への説明など、事業化から完成まで長期に及ぶ場合があるが、低年齢児の受入規模の拡大については、早急な対応が求められます。そのため、施設の統廃合と並行して、既存施設の増築などによる対応を進めることで、「短期的に効果を発揮させる事業」と、「抜本的な課題解消を図る事業」とに分類し、計画を整理します。

さらに、早急かつ効率的な受入機能の強化に向け、民間機能の活用についての方向性を示します。

(2) 事業化に向けて重視するポイント

施設の整備を進めるにあたり、「短期的に効果を発揮させる事業」と、「抜本的な課題解消を図る事業」とではそれぞれ重視すべきポイントが異なります。

ここでは、それぞれの分類に応じた重視すべきポイントを整理することで、適切な事業計画を行います。

▶**抜本的な課題解消を図るためのポイント**

ポイント①・・・市域全体での就学前教育・保育機能の充足

〔教育・保育のニーズの状況〕

近年は、就学前教育・保育のニーズの状況は、子育て世帯の就労状況の変化などから、教育ニーズは低下傾向、保育ニーズは上昇傾向が続いています。

また、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化がスタートし、今後、その傾向はさらに強まることが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、保育ニーズへの対応を中心に、就学前教育・保育機能の充足を図ることとします。

なお、今後の幼児教育ニーズへの対応は、認定こども園化での充足を基本とします。

〔市域全体の保育ニーズを重視〕

市全体では、人口減少の傾向は強まりつつありますが、市内の11小学校区で見ると、それぞれの人口増減の傾向には違いがあります。

このうち、市内の北東部地域(井田川・川崎)については、人口集中の傾向が強く、今後の保育ニーズも上昇が見込まれます。

一方、川崎小学校区には保育所2園(公立1園・私立1園)がありますが、幼稚園はなく、井田川小学校区に幼稚園3園(公立2園・私立1園)に対し、保育所は1園(私立1園)となっており、教育・保育機能のバランスが悪く、今後の保育機能の不足が危惧されるところです。

こうした状況を踏まえ、これら2校区(井田川・川崎)において、施設の統廃合による教育・保

育の機能の最適化を図ります。

〔民間機能の活用〕

保育所4箇所、幼稚園1箇所、認定こども園1箇所、小規模保育事業施設2箇所の就学前教育・保育施設が運営されています。これらの機能は、子育て世帯のニーズに応えるうえで、量的な充足だけでなく、選択の多様化の面からも重要です。

こうしたことを踏まえ、民間機能の活用を図りながら、教育・保育機能の充足を行います。

ポイント②・・・就学前教育・保育機能の空白解消

〔小学校区単位での空白地帯を解消〕

市内の11小学校区のうち、教育機能が無い校区は7校区（南・昼生・白川・神辺・川崎・野登・加太）、保育機能の無い校区は1校区（白川）となっています。

このうち、白川小学校区はいずれの機能も無い空白地となっているため、その充足に向けた検討を行います。

また、教育機能の充足については、保育所の改築時等における認定こども園化を行うことで、機能の充足を進めます。

ポイント③・・・公共施設等総合管理計画を踏まえた施設の統廃合（集約化）

〔小学校区単位での教育・保育機能の集約化〕

同一小学校区において、複数の施設を有する校区については、施設の統廃合による集約化を図ります。

集約化を進めるに当たっては、1校区1施設を基本としますが、ニーズの高い地域においては複数施設とします。

〔既存公共施設の活用〕

公共施設等総合管理計画において、公共施設の総量を抑制する方針としていることを踏まえ、既存公共施設を積極的に活用します。これによる用地取得費の抑制など、財政負担の軽減を図ります。

▶短期的に効果を発揮するためのポイント

ポイント④・・・既存施設を活用した機能の拡大

〔余裕のある公立園の有効活用〕

既存の公立保育所、幼稚園、認定こども園の各施設の状況を勘案し、機能拡大が可能な施設の増築等による受入規模の拡大を行います。

短期的に事業を実施する観点から、速やかに着手が可能な事業に限定し、実施します。

ポイント⑤・・・民間事業者を活用した機能の拡大

[既存の事業者による認定こども園化等に対する支援]

市内既存の民間事業者の機能維持及び、より早期の受入量拡大を図るため、既存の民間事業者が認定こども園化や、量的に充足・拡充を図るための施設整備等を行う場合に、その必要性を判断した上で、公的な支援を行います。

7. 標準的な施設規模の想定について

今後、事業化に向けた具体的な検討を行うに当たり、将来のニーズや地域性を踏まえた規模での整備が必要となります。ここでは、そのための配慮すべき点を踏まえた標準的な施設規模を整理することで、具体的な検討の際の基礎資料として活用します。

(1) 将来ニーズを見越した年齢バランスへの配慮

現在の定員規模とニーズ量を比較すると、0・1・2歳児では5.9ポイント分が受け皿不足となる一方、3歳以上児では5.9ポイントの過剰供給となっています。この傾向は、令和12年度のニーズ量でみるとさらに顕著に表れ、0歳児については、現在の定員が構成比は5%から10%へ2倍、1・2歳児については、17.3%から25.4%へ約1.5倍とそれぞれ大幅に増加し、その分3歳以上児の構成比が大きく減少することが見込まれます。

そのため、今後の施設整備においては、0・1・2歳の受入規模を高めることが必要となります。

	現在の定員		令和2年度のニーズ量			令和12年度のニーズ量		
	定員数	構成比	定員数	構成比	増加割合	定員数	構成比	増加割合
0歳	102	5.0%	130	6.9%	1.9%	178	10.0%	5.0%
1・2歳	354	17.3%	400	21.3%	4.0%	452	25.4%	8.1%
3歳以上	1,586	77.7%	1,350	71.8%	△ 5.9%	1,153	64.7%	△ 13.0%
保育利用	756	37.0%	690	36.7%	△ 0.3%	641	36.0%	△ 1.0%
教育利用	830	40.6%	660	35.1%	△ 5.5%	512	28.7%	△ 11.9%

(2) 整備地域におけるニーズの偏在性への配慮

地区別の児童数の推移をみると、平成22年と令和2年の比較で川崎地区を除く9地区において人口が減少しています。また、川崎地区についてもピークを迎えた平成27年以降は、減少となっており、市域全体では人口減少が進んでいます。

一方、地域別の増減状況には差があり、亀山・井田川・川崎の3地区については、待機児童の発生対象である0・1・2歳児をみると、令和2年度以降、受入規模の不足が増加傾向をなっています。

	平成22年		令和2年		増減の状況	
	人口	構成比	人口	構成比	増減率	構成比
亀山地区	894	32.0%	856	33.4%	95.7%	1.4%
昼生地区	73	2.6%	40	1.6%	54.8%	△ 1.0%
井田川地区	785	28.1%	744	29.0%	94.8%	0.9%
川崎地区	424	15.2%	474	18.5%	111.8%	3.3%
野登地区	121	4.3%	60	2.3%	49.6%	△ 2.0%
白川地区	38	1.4%	31	1.2%	81.6%	△ 0.2%
神辺地区	165	5.9%	117	4.6%	70.9%	△ 1.3%
関地区	258	9.2%	210	8.2%	81.4%	△ 1.0%
坂下地区	7	0.3%	6	0.2%	85.7%	△ 0.1%
加太地区	33	1.2%	27	1.1%	81.8%	△ 0.1%
合計	2,798		2,565			

(3) 標準的施設規別の定員規模

まず、「整備地域におけるニーズの偏在性への配慮」を踏まえ、標準的な施設規模として、定員規模を70人から200人の範囲で、4段階に分類します。

また、「将来ニーズを見越した年齢バランスへの配慮」を踏まえ、各施設規模における年齢別の利用割合についても、合わせて整理を行います。

なお、施設整備の基本を認定こども園としていることから、3歳以上児の定員には、保育利用・教育利用のすべてを含めたものとします。

	令和12年度推計				標準的な施設規模				
	人口	利用率	ニーズ量	構成比	構成比	想定定員			
						小規模	中規模	大規模	拠点
0歳児	355	50.1%	178	10.0%	10.0%	7	10	15	20
1歳児	373	55.0%	205	11.5%	11.5%	8	12	17	23
2歳児	380	65.0%	247	13.9%	13.9%	10	14	21	28
3歳児	385	98.5%	379	21.3%	21.3%	15	21	32	43
4歳児	388	98.5%	382	21.4%	21.4%	15	21	32	43
5歳児	397	98.5%	391	21.9%	21.9%	15	22	33	44
合計	2,278		1,782		100.0%	70	100	150	200

※3歳以上児については教育利用を含む

(参考資料)

1. 規模別の標準的施設の整備モデル(例)
2. 令和3年度以降の事業化に向けた検討の想定
3. 市内の就学前教育・保育施設の分布状況

1. 標準的な施設整備モデル(例)

今後の施設整備の検討を行うために設定した標準的な施設について、その整備に要する事業費(概算)を整理します。この整理については、次の前提条件の下で行うこととします。

【前提条件】

総事業費について

- ・施設の規模に応じた概算経費とします。

用地取得について

- ・地域により経費の差が大きいため、対象外とします。

特定財源について

- ・現行の制度に基づき、次の者を想定します。

国庫支出金・・・補助金の活用を想定します。

地方債・・・次の地方債が活用可能となります。特定財源として、交付税措置を活用する想定とします。

公共施設等適正管理推進事業債・・・(充当率90%・交付税措置率50%)

義務教育施設整備事業債・・・(充当率75%・交付税措置なし)

一般単独事業債(社会福祉施設整備事業)・・・(充当率75%・交付税措置なし)

【概算事業費の想定】

	総事業費	(補助を除いた一般財源)
拠点園	10億5,000万円	(7億円)
大規模園	8億4,000万円	(5億6,000万円)
中規模園	5億8,000万円	(3億9,000万円)
小規模園	4億3,000万円	(2億9,000万円)

2. 令和3年度以降の事業化に向けた検討の想定

令和3年度以降の事業化に向けて、具体的な検討を行う事業の想定として、次の事業の検討を行います。事業の実現性やニーズの動向等にも注視しながら、具体的な検討を進める対象となります。

▶短期的に効果を発揮させる事業

[和田保育園増築事業]

- ▶現在の和田保育園敷地内で、保育室等の増築

※敷地東部分の職員駐車スペースの活用を想定

※短期的な効果を発揮できる事業として早期に実施

[川崎南保育園増築事業]

川崎南保育園に隣接する用地を取得し、保育室等を増築する事業は、民間機能の活用により同程度以上の効果が見込まれることから事業を廃止します。

▶**抜本的な課題解消を図る事業**

[井田川地区認定こども園整備事業]

- ▶井田川幼稚園とみずほ台幼稚園の統合による認定こども園の整備
※隣接する公園等の一部を一体活用することも検討

[白川小学校区への保育機能整備(検討)]

- ▶就学前教育・保育機能の空白地である白川小学校区内への整備を検討
※都市公園の活用を含めた実施時期、場所についての検討
※地域との整備に関する協議の実施

[亀山認定こども園整備事業]

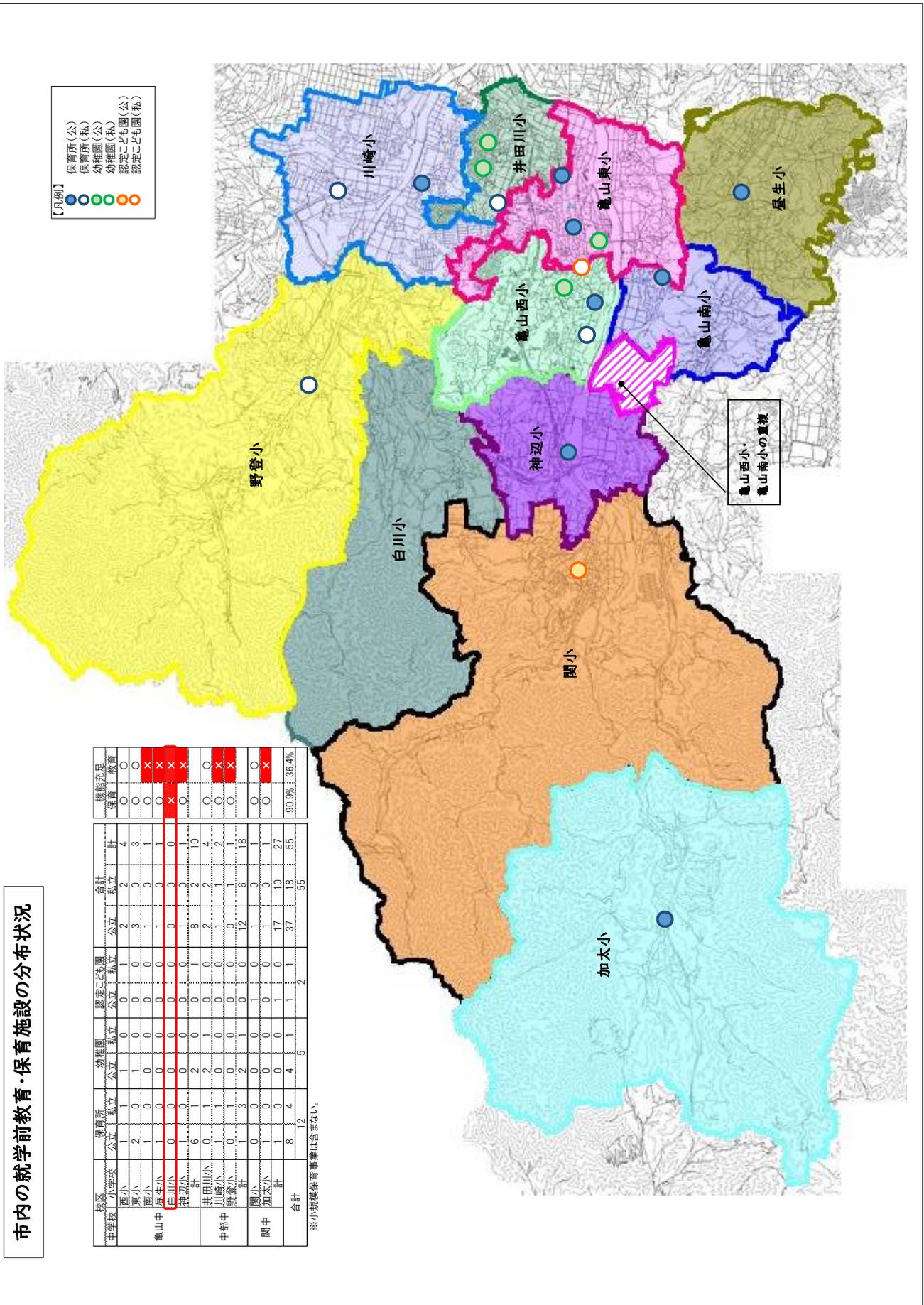
- ▶第一愛護園・亀山幼稚園の統合による認定こども園の整備
※実施計画における位置付けの見直しを検討
・整備位置:未定

[和田認定こども園整備事業]

- ▶第二愛護園・和田保育園・亀山東幼稚園の統合による認定こども園の整備
※事業実施における課題
・和田住宅の用地活用を想定しているため、実施時期を想定できない

これらの事業の実施においては、多額の一般財源を必要とするため、実施の是非を含めた時期等の検討を行い、令和3年度以降の実施計画や予算などにおいて、事業化を目指すものです。

3. 市内の就学前教育・保育施設の分布状況



市内の就学前教育・保育施設の分布状況

中学校	小学校		中学校		幼稚園		認定こども園		合計		機能充足 保育 教育
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
加太小	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
関小	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
白川小	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
野登小	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
川崎小	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
井田川小	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
龜山西小	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
龜山東小	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
龜山南小	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
神辺小	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○
合計	8	4	4	4	5	2	18	18	55	55	90.9%
合計	12	12	12	12	12	12	36	36	55	55	36.4%

※小規模保育事業は含まない。